

6月13日（木）

令和 6 年 6 月 13 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)	
2番 永山敏郎	(県民連合立憲)
3番 今村光雄	(公明党宮崎県議団)
4番 工藤隆久	(同)
5番 川添博	(宮崎県議会自由民主党)
6番 荒神稔	(同)
7番 福田新一	(同)
8番 本田利弘	(同)
9番 山内いっとく	(同)
10番 山口俊樹	(同)
11番 下沖篤史	(同)
12番 齊藤了介	(同)
13番 濱砂守	(同)
14番 黒岩保雄	(緑風会)
15番 脇谷のりこ	(親和会)
16番 松本哲也	(県民連合立憲)
17番 山内佳菜子	(同)
18番 坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
19番 二見康之	(宮崎県議会自由民主党)
20番 日高博之	(同)
21番 後藤哲朗	(同)
22番 佐藤雅洋	(同)
23番 日高陽一	(同)
24番 安田厚生	(同)
25番 日高利夫	(同)
26番 内田理佐	(同)
27番 凶師博規	(無所属の会 チームひむか)
28番 前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番 井本英雄	(自民党同志会)
30番 岩切達哉	(県民連合立憲)
32番 坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番 山下寿	(同)
34番 外山衛	(同)
35番 武田浩一	(同)
36番 丸山裕次郎	(同)
37番 中野一則	(同)
38番 山下博三	(同)
39番 野崎幸士	(同)
欠席議員 (1名)	
31番 重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈敏郎
副知事	佐藤弘之
総合政策部長	重黒木清
政策調整監	田中克尚
総務部長	吉村達也
危機管理統括監	児玉憲明
福祉保健部長	渡久山武志
環境森林部長	長倉佐知子
商工観光労働部長	川北正文
農政水産部長	殿所大明
県土整備部長	桑畑正仁
宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
会計管理者	米良勝也
企業局長	松浦直康
病院局長	吉村久人
財政課長	池田幸優
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	平居秀一
監査事務局長	坂元修一
人事委員会事務局長	田村伸夫

事務局職員出席者

事務局局長	小牧直裕
事務局次長	海野由憲
議事課長	菊池博
政策調査課長	西久保耕史
議事課長補佐	松本英治
議事担当主幹	弓削知宏
議事課主任主事	上園祐也
議事課主任主事	青野奈月

◎ 一般質問

○野崎幸士副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。緑風会、日南市選出の黒岩保雄です。傍聴席の皆様、インターネットで視聴されている皆様、本日は誠にありがとうございます。また、今回、質問の機会を与えていただき、心から感謝申し上げます。

今回は、人口減少対策、子育て支援に取り組む市町村への支援、宮崎国スポ・障スポの対応、防災組織の支援などにつきまして質問してまいりますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

さて、県は昨年6月の補正予算におきまして、子宮頸がん予防ワクチン接種の普及啓発事業に取り組むこととし、私も昨年11月の県議会におきまして、子宮頸がん予防ワクチンの接種について、危機感を持って取り組むべきではないかと提案したところでございます。特にキャッチアップ接種につきましては、本年度末で公費による接種が終了することから、周知と期間内の接種が急がれるところであります。

こうした中、県の福祉保健部では、市町村担当課長や担当者、教育委員会では、校長会や保健体育の担当者の皆さん等に、機会があるたびに働きかけを行ったほか、テレビCMを通じ、県民の皆さんの理解と接種の促進を図ってこられました。これにより、県内の市町村の担当者などからも、ワクチン接種の県の取組が加速し

ているという声をいただくほか、新聞、テレビ等でも、子宮頸がん予防ワクチン接種の必要性などについて頻繁に見聞きするようになりました。

県の担当者の方に接種の状況を聞きましたところ、令和5年度は、定期接種とキャッチアップ接種の合計が前年度の約2倍に達しているそうです。また、6年度末の延べ件数3万件を成果指標としているキャッチアップ接種につきましては、昨年度末でおよそ半分の進捗だそうでもありますので、本年度も加速した取組により指標を達成できることを大いに期待し、これまでの取組に感謝申し上げます。

先日の6月7日、広島東洋カープの大瀬良投手が本拠地マツダスタジアムでノーヒット・ノーランを達成いたしました。この試合は日南市のスポンサーゲームであったため、宮崎県民や広島の宮崎県人会の方々も観戦しており、大変盛り上がったと聞いております。

そして実は、この試合の始球式では、河野知事が投手を務められたことはあまり報道されておりません。私は、知事のこの投球、球場の盛り上がり、大瀬良投手のノーヒット・ノーランという偉業を呼び込んだのではないかと確信しております。こうした大記録の裏には、このような陰の立て役者があったということ、この場をお借りし御紹介申し上げます。

あわせて、広島まで日南市スポンサーゲームに駆けつけていただいた知事に感謝申し上げます。ちなみに、知事が投じた一球は、打者の手前で鋭く落ちるワンバウンドだったそうでございます。

さて、知事は、今年4月に九州地方知事会の会長に就任されました。九州は今、半導体関連企業の相次ぐ立地で産業界の活性化が著しい一

方で、高速道路のミッシングリンクの解消、東九州新幹線計画の実現、さらには諸外国が注目する九州へのインバウンドの取り込みなど、活性化のチャンスが到来しているとともに課題も山積しています。

こうした中、知事が会長に就任されたことは大変喜ばしいことであり、本県のみならず九州地方全体の活性化のために、手腕を大いに発揮していただきたいと期待いたしております。

そこで、知事は会長として九州全体をどのように引っ張っていかれるのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、以降は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

宮崎県知事が九州地方知事会長に就任するのは初めてであり、大変光栄に思うとともに、重責に身の引き締まる思いがしております。

一方で、九州には今強い追い風が吹いておりまして、そういう状況の中で、九州のために仕事ができることに強くやりがいを感じているところでもあります。

例えば、半導体関連産業の投資が進む新生シリコンアイランド九州、農業算出額で全国シェア2割を誇るフードアイランド九州、また世界の成長センターであるアジアへのゲートウエーたる地理的条件、総じて合計特殊出生率が高く、少子化対策において全国のモデルたり得る地域、さらに知事会と経済界の緊密な連携など、大きな強みを有しているものと考えております。

先日、会長就任後初の九州地方知事会議・九州地域戦略会議が開催され、少子化対策をはじめ、半導体関連や観光、広域交通インフラなど

について、これらの九州の強みを生かし、官民一体となった取組を進めるべく議論いたしました。

今後、様々な分野で躍動する九州をさらに前へと進め、その一体的な発展を通じて、九州が日本を牽引していく地域になるよう、九州から日本を動かすという気概の下に取り組んでまいります。

また、こうした取組が本県の発展につながるよう、この機会を積極的に活用してまいります。以上であります。[降壇]

○黒岩保雄議員 九州が国内の合計特殊出生率の向上の鍵を握っているかもしれないという視点で、県境を越えて官民が連携するという新たな取組がどのようなものになるのか、注視していきたいと思っております。

さて、県では、本県の将来人口は令和22年には87.2万人に減少すると推計しています。令和2年の国勢調査による人口である107万人から20年間で18.5%の人口が減ることになります。

このため県では、人口減少対策として、移住施策、子育て支援などの各種施策を進め、人口減少の速度を緩めて急激な社会の変化を防ぐとしておりますが、一方で、人口減少を見据えた将来の県の体制づくりも行っておかなければならないと考えております。

県の総合計画やアクションプランを見ますと、人口減少を前提とした地域社会の維持や人材育成、事務の見直しなどが明記されておりますが、具体的なものを見ますと、みやざき行財政改革プランでは、令和9年度までには知事部局の職員数を微増の約3,900人にするとしているほか、公共施設等総合管理計画では、令和2年3月末時点の5,106棟を、令和12年度までに2.3%減の4,987棟にするのとあります。

これは、宮崎国スポ・障スポの開催等による職員数の確保、公共施設においては、個別施設計画の方針によるものと考えておりますが、この数字だけを見ると、将来の人口減少を踏まえた行政需要の減少を想定しているものなのか、分かりづらいところがあります。

そこで、今後、人口減少に伴い、行政需要も減少していくことになるのではないかと考えておりますが、知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少のさらなる進行に伴いまして、必要性が低下する行政サービスは、一定程度生じるものと考えております。

例えば公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画を策定し、長期的視点を持って長寿命化や統廃合等に取り組み、施設配置や総量の最適化を進めているところであります。

一方、高齢化による社会保障関係業務の増加や、面積が広い本県では、人口の低密度化による行政コストの増加が見込まれるほか、激甚化する自然災害や新たな感染症などの危機事象への対応、ライフスタイルなどの変化により、行政ニーズが多様化・複雑化することも想定されますことから、一概に行政需要が減少するとは言えないものと考えております。

そのため、生産年齢人口の減少によりまして、行政サービスを担う職員や財源となる税収の減が見込まれる中、将来にわたり行政ニーズに的確に 대응していくため、行財政改革プランを確実に実施してまいります。

○黒岩保雄議員 人口減少が進み、財源などが減少しても維持できるように、行財政改革プランをしっかりと取り組むということでございますので、今後、その点についても、しっかりと確認してまいりたいと思います。

それでは、行政需要の変化に対して、組織・

人員体制の在り方を行財政改革プランにどのように定めているのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村達也君） 知事が申し上げたとおり、限られた人員と財源の中で、多様化・複雑化する行政需要等に的確に対応していくため、行財政改革プランに基づき、持続可能な行財政基盤の確立に取り組んでおります。

この中で、組織については、スクラップ・アンド・ビルドを基本に不断の見直しを進め、行政需要の変化に柔軟に対応できる簡素で効率的な体制の構築を図ります。

人員については、行政需要に応じた多様な人材の確保を図るとともに、その能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めます。

また、質の高い行政サービスを提供するため、民間企業やNPOなど多様な主体との連携・協働や、ICTの活用等による業務の効率化を進めるほか、財政見通しの作成等による財政健全化の維持にも取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 不断の見直しと的確な財政見通しの作成を今後もよろしくお願ひしたいと思います。また、持続できる行財政基盤を確立するためには、各部局の課や係の統合による簡素化、スリム化に加え、例えば県の出先機関の統合等についても検討すべき時期が来るかもしれないので、しっかりと対応をお願ひしたいと思います。

55歳以上、または60歳以上から65歳までとも言われるシニア層は、まだまだ労働意欲が強く、熟練した技能、経験、知識及び資格を有した人材が多いと思われまふ。また、シニア層は、定年後は暖かい場所や静かな場所で暮らしたいと考える方が多いのではないかと考えてい

ます。こうしたことから、本県は、気候、自然、食、人情など、シニア層が理想とする移住先として、とても適している場所ではないかと考えています。

県の中山間・地域政策課がまとめた令和4年度の本県への移住実績を見ますと、20代の移住が全体の31.4%でトップ、次いで30代、40代と続きますが、50代は10.8%、60代に至っては4.1%にとどまっています。

一方、本県の移住相談会を含め、宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンターへの相談実績では、50代以上のシニア層からの相談が24.6%であると聞いています。シニア層の移住につきましては、まだまだ伸びる余地があるのではないかと考えています。

シニア層の移住については、医療施設や高齢者福祉施設の需要が増え、受入れが課題となるなどの危惧もあるかと思いますが、健康寿命を考慮しますと、労働力の確保、地域コミュニティの維持など、様々な面でメリットは大きいと考えています。

このように、移住施策を推進する上で、シニア層をターゲットとした施策も必要だと思いますが、県の考えについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 温暖な気候と豊かな自然に囲まれた本県は、地方でのゆとりある暮らしを実現する移住先として適した環境でありますことから、これまで県では、幅広い世代を対象とした移住施策を推進してきました。

議員御指摘のとおり、現役としての仕事を終え移住されたシニア層の中には、地域産業の担い手としてはもとより、移住者を呼び込み定着を図る活動や空き家の改修支援に携わるなど、

地域で活躍している方もおられます。

現在、定年後などに本県に転入するシニアの方々も一定数いらっしゃいますことから、引き続き必要な移住施策を推進しながら、シニア向けの情報発信の在り方等についても、市町村をはじめとする関係団体の意見等を伺いながら検討してまいります。

○黒岩保雄議員 シニア層の移住こそが本県の優位性が生かせる施策だと思います。検討いただけるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。今後、シニア層の移住実績についても注目してまいりたいと考えています。

シニア層の移住が進めば、高齢者福祉施設などの確保も必要となります。こうした施設では人材不足が顕著であるため、今後は外国人の確保・受入れが欠かせない状況であります。

国内の各種産業において、もはや労働における外国人の確保は自然な流れであり、国も昨年8月から、特定技能2号の対象を従来の2分野から11分野に拡大し、深刻化する働き手不足を解消するため、外国人材の受入れを拡充しています。

こうした中、出入国在留管理庁が発表した令和5年12月末現在の速報値では、本県の特定技能在留外国人数は1,339人で、九州8県では最少となっています。

外国人労働者の確保について、県としてどのような支援を行っているのか。また、外国人から宮崎を選んでいただくために、今後どのような取組を行っていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国人労働者を確保するため、県では、農業や建設業など各産業の特性・実態に応じた相談窓口の設置

や、留学生の就職に向けた受入れ企業開拓、マッチング支援などの取組を進めております。

また、生活面での悩み相談を受け付ける外国人サポートセンターの設置や日本語講座の実施など、外国人材の確保・受入れに向けて様々な支援を行っております。

今後とも、外国人の方々的心声を伺い、市町村や企業等と連携しながら、外国人材の受入れ環境のさらなる充実を図るとともに、温暖な気候や生活のしやすさ、食や観光など宮崎の魅力をアピールし、「選ばれる宮崎」となるよう取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 先日、台北駐福岡経済文化弁事処の陳処長の講演を聴く機会がありました。

その中で、「日本には中華街はあるが、台湾街がない。3軒でも5軒でもいいから集積した台湾の店があると、在留する台湾人が喜んで集まってくる」と言われました。こうした取組の検討も商工観光労働部がコントロールタワーとなって行ってほしいと思います。

ところで、ある高齢者福祉施設の職員の方は、外国人をスタッフとして雇用するのに最も苦勞するのが居住の確保だと言われています。特に過疎地域ともなれば民間のアパートなども少なく、空き家はなかなか貸していただけない。新たに建築するとなると多額の費用がかかるという現状であります。

公営住宅の入居には、同居家族がいることや世帯の収入が基準以下であることなどの条件を満たす必要があるため、外国人労働者は入居できないことが多いようではありますが、公営住宅の目的外使用の許可を得れば入居は可能であると聞いています。

そこで、県営住宅及び市町村営住宅の目的外使用による外国人労働者などの受入れ事例につ

いて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県内の公営住宅では、空き住戸を有効活用する観点から、地域の実情に応じて入居要件を緩和する、いわゆる目的外使用による入居者を、現在19か所の団地で、大学生や高校生、移住希望者など28名を受け入れております。

このうち外国人労働者は、県営住宅では、都市で農業分野の労働者を6名、また市営住宅では、延岡市で漁業分野の労働者を2名受け入れております。

○黒岩保雄議員 県内でも、農業、漁業の分野におきまして活用事例があるということが分かりました。

県の担当者によりますと、本県の県営住宅及び市町村営住宅の入居率は、おおむね8割だそうであります。公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して提供するという目的があることは承知しておりますが、資産の有効活用の視点におきましても、外国人労働者の入居をもっと推進してもいいのではないかと考えています。

外国人材を雇用するため、農政水産部では公営住宅の活用マニュアルを作成する取組を始めておりますが、受入れ企業における住環境の整備状況につきまして、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 外国人労働者は、本県の産業を支える大切な人材であり、今後ますます受入れの増加が見込まれることから、その雇用において、外国人材が安心して生活できる住環境を整えることは、大変重要であると認識しております。

現在、外国人材を雇用している企業においては、公営住宅を活用しているほか、賃貸住宅等の確保や電化製品を完備した寮の整備など、独

自の取組を進めている事例もあると伺っております。

県としましては、今後、外国人材の確保・定着を進めるため、各業界におけるニーズを把握するなど、関係機関と連携しながら住環境への対応を進めてまいります。

○黒岩保雄議員 産業界全体のニーズの把握や調査をしっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、外国人労働者の住環境への対応を進めるといふことの中には、公営住宅の活用も当然含まれていると思ひますので、県庁内の各部署や市町村と連携して、企業等が円滑に活用できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

昨年12月、県はローム株式会社の製造子会社であるラピスセミコンダクタ株式会社の宮崎第二工場を立地企業として認定しました。令和8年度末には、ロームグループ社員と請負会社社員等の合計で、およそ700人が就業するとのことであります。

九州の他県におきましても半導体関連企業の立地等が活発な中、本県でも働く人の確保は厳しい状況ではないかと考へておりましたが、本県における立地企業の人材確保の状況と確保に向けた取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 立地企業の人材確保の状況については、過去5年間に立地した企業に対し毎年アンケート調査を実施しており、今年度の調査では、約6割の企業が人材不足を感じているといふ結果となりました。

このような状況は、立地企業の操業に影響を及ぼすおそれがあることから、県では、求人広告等の経費を補助するほか、雇用状況を含む業況の確認のためのフォローアップを行う中で、

就職説明会等の情報提供を行っております。

また、市町村と連携し、高校生等を対象とした地元の立地企業を紹介する冊子の作成や職場体験を通じて立地企業の周知を図るなど、県内就職につなげるための取組を行っております。

○黒岩保雄議員 6割の企業が人材不足を感じているといふことは、今後の立地がちょっと心配なところはあります。せつかく本県で立地した企業が、操業開始時期の延期とか計画した事業規模を縮小せざるを得ないといふ影響が出ないように、しっかりと伴走をお願ひしたいと思ひます。

さて、文部科学省の公表資料によりますと、令和5年度に廃止した国内の大学等が8校ある一方で、令和6年度には、短大を廃止して新たに設置予定の大学が4校、また学部の設置予定が12校あり、少子化の中にあつても、医療福祉や工学の分野を中心に、時代のニーズに応える人材の育成が進んでいまして。

このほかにも、徳島県神山町では、昨年度にデザイン・エンジニアリングの人材を育成する高等専門学校が開設され、話題を呼んだことは記憶に新しいところであります。

本県においては、特に林業、水産業、観光業などの分野において、人材育成のための様々な環境は整っていると思われ、特色ある大学及び学部等の誘致は可能ではないかと考へていまして。

こうした誘致がもたらす効果は申し上げるまでもありませんが、本県の強みを生かし、働く人の確保及び人口減少の対策として、特色ある大学の誘致を図ることも考へられますが、県の考へを総合政策部長にお伺ひします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 人口減少が

進む中、地域や産業を支える人材の確保を図る上で、大学の担う役割は大変重要であると認識しております。

このため、県内大学等におきましては、医療・福祉やDX人材等の需要を踏まえた専門コースの設置、また県内就職を希望する学生のための地域枠の創設など、それぞれのニーズに応じた取組が進められております。

また、県では、産学官が連携した産業人材育成プラットフォームにおきまして、インターンシップの充実や企業と学生の交流機会の創出に取り組むほか、奨学金の返還支援など、県内就職率の向上に取り組んでおります。

引き続き、産業界が求めるニーズを県内大学等につなぎながら必要な取組を進めるとともに、特色ある大学の誘致につきましても、様々な機会を通じて情報収集に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 県内の既存大学との学生の確保競争は避けなければなりません、人材不足が深刻な状況も念頭に置きまして、アンテナを高くしてチャンスをかかっていたいただきたいと思います。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年9月に施行され、全国の地方公共団体は、標準化基準に適合したシステムの利用が義務づけられました。国は、令和7年度末までに地方公共団体がこのシステムへ移行することを目標としています。

情報システムの標準化とは、デジタル庁や総務省など国が掲げるDX推進施策の一つで、具体的には、地方公共団体の基幹システム、例えば、住民基本台帳、固定資産税、児童手当、国民健康保険などのシステムを国の示す標準仕様に合わせたシステムへ移行する取組と承知しております。

このように画期的な改革であると期待しておりますが、システムの標準化・共通化の進捗状況と期待される効果について、総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木 清君） システムの標準化・共通化は、市町村が整備・運用している税や介護、福祉など20件のシステムにつきまして、国が示す仕様に合わせて、統一的なデータに置き換えるものであります。

現在、市町村では、国が指定するクラウド上のサービスにデータを移し替えるための作業を行っており、その進捗状況は、4月末現在、県平均で51.7%とおおむね順調に進んでおります。

期待される効果としましては、システムの共同利用により、各市町村の運用コストや人的負担等の軽減につながるが見込まれております。

また、これらの軽減されたコストや人的負担を、市町村が多様化する住民ニーズに振り向けることによって、地域特有の課題への対処や新たな公共サービスの提供につなげることが期待されております。

○黒岩保雄議員 市町村の進捗がおおむね順調だということが分かりました。

また、この作業を行っている県内の各自治体の職員からは、専門的な人材が少ない中で移行までの期間が定められていることや、係る経費に対する国の財源手当の不安があると聞いています。

標準化・共通化に取り組むに当たり、市町村が抱える専門人材や財源の確保等の課題に対する県の支援について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 市町村がシ

システムの標準化・共通化を円滑に進めるためには、専門人材や財源の確保が重要な課題であると認識しております。

このため、専門人材につきましては、市町村によって状況が異なることから、県では高度な専門性を有する事業者へ委託し、それぞれのニーズに応じて、職員を対象とした研修や、作業を担うシステム事業者との調整などを実施しております。

また、財源につきましては、全国知事会等を通じ、標準化・共通化に係る導入経費の負担を要望しており、国が全額補助することとなっております。

県といたしましては、引き続き移行期限である令和7年度末に向け、市町村の実情に応じたきめ細かな支援を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 今回このテーマを取り上げましたのは、システム移行が、行政にとってのメリットはもちろんでありますが、住民の皆さんにとっては、書かない窓口の普及、オンライン申請の拡充が図られるなど、国が進めるDX推進の効果を各種の行政サービスで実感できる施策であるからであります。その効果を各市町村がしっかりと把握できるように、県はサポートをよろしくお願いしたいと思います。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものであります。

県が策定しているみやざき子ども・子育て応援プランでは、支援事業の量の見込みと確保方策、いわば需要と供給については数値が示されておりましたが、子育て短期支援については、ある程度のニーズはあると思っております。し

かしながら、県内市町村の中には、この施設がなく、サービスを受けづらいケースがあります。

市町村事業である子育て短期支援事業について、実施施設の地域偏在の状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の市町村においては、子育て短期支援事業を児童養護施設等に委託してありまして、本事業の実績は、施設がございます宮崎市、都城市、延岡市、児湯地域に偏りが見られます。

一方で、施設がありません日南串間地区、小林えびの地区及び山間部の町村におきましては、実績は非常に少ない状況にありますけれども、一部で地域外の施設に委託している事例もございますことから、潜在的なニーズが一定程度あるものと考えております。

○黒岩保雄議員 分かりました。保護者にとりましては、こういった施設があり、短期の預かりが可能であることは、心の余裕が生まれ、安心した子育てができるものというふうに考えています。受入れの環境を整えるべきと考えておりますが、子育て短期支援事業の実施施設の地域偏在の対策について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 子育て短期支援事業につきましては、様々な理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった方々が、居住地域に関わりなく、気軽に利用できるようにすることが大変望ましいと考えております。

このため、児童養護施設等がない市町村につきましては、県が登録しております里親の活用を検討するとともに、市町村が適切と認めた者への委託についても検討を促してまいりたいと

考えております。

また、里親のいない市町村につきましては、引き続き、一人でも多く里親を増やせるよう普及啓発に力を入れてまいります。

○黒岩保雄議員 児童養護施設等がない市町村には里親を活用していただく、里親のいない市町村には里親を増やす取組をするということでございますので、安心できる子育て環境の充実をしっかりとお願いしたいと思います。

宮崎市が令和11年度当初までに児童相談所及び一時保護施設などの機能を備えたこどもセンターの整備を行うと発表いたしました。県にも3つのこどもセンターがあります。県の約4割の人口を占める宮崎市が単独でセンターを設置することになれば、県も体制を再編しないといけないと思います。

そこで、宮崎市児童相談所設置後の県児童相談所の在り方について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 現在、中核市である宮崎市においては、児童相談所を含む「仮称みやざきこどもセンター」の設置に向け、施設の機能や人員配置といった様々な検討が進められていると伺っております。

今後、県中央児童相談所が所管している宮崎市分の児童相談所業務は、全て市へ移管することとなります。そのため、必要な協議や支援を行っているところでございます。

県としましては、移管後の管轄区域や県の業務量の変化等を踏まえながら、児童相談所の新しい体制について検討してまいります。

○黒岩保雄議員 他県では、広く分散して相談所を設置しているほか、分室を設けている例もありますので、今後新しい体制を検討する中で、行政需要に対応できる体制をよろしくお願

いしたいと思います。

現在、県におきましては、市町村が実施する子ども医療費助成、重度心身障がい者（児）医療費助成及びひとり親家庭医療費助成について、対象となる経費の2分の1を助成しております。

このうち、重度心身障がい者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成については、市町村は、対象年齢や利用者の一部負担は県の補助基準どおりの運用であります。子ども医療費助成は、県の補助基準である対象年齢や利用者の負担を大きく上回って助成を始めているのが実態であります。

このため、ケースによっては、重度心身障がい者医療費助成やひとり親家庭医療費助成の対象者であっても、より負担の少ない、または現物支給である子ども医療費助成を利用する方が増えてきているようであります。

そこで、重度心身障がい者、ひとり親家庭及び乳幼児の3つの医療費助成の令和5年度の補助実績について、10年前と比較してどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 1つ目の重度心身障がい者医療費助成につきましては、受診件数の増加に伴いまして、平成26年度約10億7,000万円が、令和5年度約11億8,000万円と増加しております。

2つ目のひとり親家庭医療費助成につきましては、ひとり親世帯の減少に伴いまして、平成26年度約2億6,000万円が、令和5年度には約2億3,000万円と減少しております。

3つ目の乳幼児医療費助成につきましては、子供の数の減少に伴いまして、平成26年度約8億8,000万円が、令和5年度約8億円と減少しております。

○黒岩保雄議員 10年前のデータまで調べていただきまして感謝いたします。やはりひとり親家庭の医療費助成が減少しておりますが、その要因につきましては、まだ細かな分析が必要かなと思っております。

県内のある市では、子ども医療費助成の自己負担を無料もしくは大幅に下げたところ、ひとり親家庭医療費助成に代えて、子ども医療費助成を利用する家庭が増え、ひとり親家庭医療費助成に対する県の補助金が前年度比で3分の2に減少したということでもあります。

いずれにいたしましても、市町村が支出しています子供を対象とした各種医療費助成金額と、県が市町村に交付している補助金額には、大きな開きが生じてきています。

こうした中、全国の都道府県が行っている子ども医療費助成基準は、令和5年度当初の時点で、通院もしくは入院の場合、12歳や15歳、または18歳に達する年度末までを助成の対象としているところが多く、入院と通院のどちらも未就学児等までとしているのは、本県を含む16の府県となっており、九州では本県と佐賀県のみであります。市町村が行う子ども医療費助成制度が安定して持続できるよう、県の補助基準を見直す時期に来ているのではないかと考えています。

加えて、県内市町村では、小中学校の給食費、子ども医療費、全ての保育料など、様々な無償化などを行っておりますが、こうした取組を県としても後押しする意味で、ある程度自由度の高い交付金を設けられないでしょうか。

青森県は本年度、公立小中学校の給食費無償化事業に10分の10の市町村交付金を創設し、既に無償化している市町村には、子ども医療費、保育料、保育所などの給食費の無償化に充当で

きる交付金を設けるとのことです。

そこで、市町村の取組を支援するための乳幼児医療費助成制度の拡充や、自由度の高い交付金制度の創設等について、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 子供の医療費や給食費など、子供がひとしく受けるべき行政サービスについては、居住する自治体の財政力によって差が生じることは好ましくないと考えております。

このため、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりの国による全国一律での実施や、地方が地域の実情に応じて取り組む施策に対する支援の拡充について、本県としても、そして全国知事会としても、強く要望を続けているところでございます。

財政力による差という意味では、東京都のような高校教育の無償化は、とても同じことができないということで、隣県3県が国に対して財源の偏在などの是正を求めたと、これも大変印象に残る出来事でありました。

こうした中、今年度の地方財政計画において、子供・子育て政策に係る地方単独事業として1,000億円が増額され、普通交付税で措置されるとともに、子育て関連施設の環境改善等に活用可能な500億円規模のこども・子育て支援事業債が創設されるなど、財源の確保という面では一定の成果を上げているものと受け止めております。

現在、私自身、県内各地を回って、少子化対策をテーマに市町村長と意見交換を行っているところであります。今後とも、地域の実情をしっかりと把握した上で、国に対し積極的な働きかけを行いながら、子供・子育て政策の推進に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 国に対する要望、働きかけにつきましては、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひますが、その一方で、要望している都道府県の中でも、子ども医療費助成の基準に差異があるということも御認識いただき、市町村の声を酌み取っていただきたいと思ひます。

令和9年の宮崎国スポ・障スポがよいよ本年7月に正式決定する運びとなり、国民体育大会の名称も、今年の佐賀大会から国民スポーツ大会に改められます。

こうした中、過去開催された10回の国民体育大会の天皇杯獲得は、昨年の鹿児島国体をはじめ、5回が東京都となっています。人口の少ない県にとって、天皇杯獲得は厳しい状況にあることは確かであります。

本県は、昭和54年に開催された宮崎国体で天皇杯を獲得しており、今回も県民の期待は大きいと思われまひます。宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた知事の意気込みをお伺ひいたします。

○知事(河野俊嗣君) 第81回国民スポーツ大会の開催まで、残すところ3年となりました。今年4月には宮崎国スポ・障スポ局を新設し、大会開催に向けた組織体制強化を図って準備を進めております。

競技力向上につきましても、選手の育成や強化をはじめ、様々な取組を計画的に進めており、昨年の鹿児島国体では、前年の栃木国体から天皇杯順位を5つ上げ、27位となりました。この流れを一層押し進めるため、競技団体等への支援の充実にも取組み、また、これを後押しする施設整備も順調に進んでいるところであります。

天皇杯につきましては、直近の2大会では東京都が連続して獲得してござりまして、宮崎国スポでの天皇杯獲得というのは、相当高い目標、

厳しいハードルだということを受け止めておるところでありますが、高い目標に向けて取組むことは大変意義あることと考えてござりまして、「スポーツランドみやぎ」のさらなる発展や、3つの日本一挑戦プロジェクトの一つであるスポーツ環境日本一を目指す本県にとりまして、大変重要であるとと考えてござりまひます。

また、こうした取組を通じて、スポーツのもたらす感動、興奮を改めて県民の皆様にお伝えしたい。冒頭、議員が紹介いただきました大瀬良投手のノーヒット・ノーランのゲームも、大変現場で感動いたしました。ノーヒットのまま6回、7回と進むにつれて球場がわっと盛り上がり、球数が100球を超えた大瀬良投手がバッターボックスに立つだけでも球場は大歓声で、そして9回の表、あと1人というところで連続してフォアボール、バッターボックスにはホームランバッターのポランコ選手が立っていると。大変ボルテージが高まったところでありますが、最後は我々日南の大応援団がいるライトフライで終わったということござりまひます。

日南じとっこナイターでノーヒット・ノーランを達成したわけですから、その功績をたたえて、ぜひ日南じとっこ大使に任命するとか、天福球場にはその功績をたたえた碑を造るとか、そしてそこに、ちなみに始球式は河野知事だったと書いていただければ本望だと思ひてござりまひます。失礼しました。スポーツのもたらす感動ということで御紹介したところであります。

今後とも、県民に大きな感動を与えた前回の宮崎国体以来、2回目の天皇杯獲得に向け、官民一体となり、全力で取組んでまひります。

○黒岩保雄議員 知事の始球式は末代まで語られるのではないかとと思ひてござりまひます。スポーツ環境日本一を目指す本県にとっては、この天皇

杯、プライドをかけた大会となります。知事の意気込みを心強く思います。

国スポでは、少年と成年の2つの種別があります。宮崎国スポでの天皇杯獲得のためには、これらの種別の競技力向上を図らなければなりません。宮崎国スポに向けた選手確保や選手育成の取組状況について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポに向けた選手確保や育成につきましては、成年種別では、昨年度決定した方針を踏まえ、令和9年度までに新たに約280名を年次計画に基づき確保することとしたところです。

このため、従来の特別選考による教員採用や企業との雇用マッチングに加え、今年度から、県教育委員会所属のスポーツ専門員や、県スポーツ協会所属である競技力向上推進員の採用も開始し、現在までに55名を確保しており、おおむね計画どおりに進んでおります。

少年種別につきましては、宮崎国スポで主力となる現在の小学6年生から中学3年生の有望選手を指定し、強化に取り組んでいるところです。

今後とも、3年後の宮崎国スポに向けまして、選手の確保や育成にしっかりと取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 昨年開催されました鹿児島国体の参加者数は、鹿児島県作成の報告書によりますと、選手団、大会関係者、そして観覧者の合計で65万人余りとなっています。参加者は、競技の出場や観覧などが主な目的であります。隙間時間には、観光や飲食、ショッピングもされ、また次はゆっくりと観光で訪れたいと思った人も多かったのではないかと思います。

民間のシンクタンクの調査によりますと、こ

の国体の経済効果は、リハーサルや関連イベントを含めると806億円に上るそうで、幅広い産業に効果が及んだとしています。

こうしたことから、本県での国スポ・障スポの開催は、観光面にとっても絶好の機会と考えますが、宿泊施設等の受入れ体制の向上に向けた取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 県ではこれまで、観光客の受入れ体制の向上に向け、宿泊施設や観光施設のサービス向上につながる改修等への支援をはじめ、観光人材の確保や観光ガイドの育成など、関係機関等と連携して取り組んでおります。

また、障がい者や高齢者など誰もが気兼ねなく旅行を楽しめるよう、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化のための改修等への支援を行うとともに、県観光協会内にユニバーサルツーリズムセンターを設置し、観光客の相談対応やバリアフリー情報の発信のほか、観光事業者等を対象とした研修会を行っております。

今後とも市町村や関係機関等と連携し、来県いただく国スポ・障スポ関係者に観光面でも満足いただけるよう、受入れ体制の向上につながる取組を行ってまいります。

○黒岩保雄議員 多額の経費と人員を費やす大会の効果が限定的なものでなく、幅広く様々な産業に波及するような取組をよろしくお願ひしたいと思います。

サッカーJリーグの試合は、例年2月下旬に開幕し、12月上旬に閉幕します。このため、キャンプは開幕前の1月中旬から2月下旬までに行われており、本県での今年のキャンプは、J1の7チームを含む15チームが行いました。こうして本県のキャンプが盛んな理由は、設備

の充実、歓迎ムードの盛り上がりもありますが、気候が温暖であることが大きな要因であると思います。

こうした中、2026年からのサッカーJリーグは、8月に開幕し、翌年5月頃に閉幕する秋春制へ移行しますが、本県キャンプの実施の見込みはどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） Jリーグは、2026年から秋春制に移行し、8月上旬に開幕、12月上旬から2月中旬までの中断期間を経て、5月に閉幕することが決定されております。

これを受け、キャンプを受け入れている市町村を通じて、キャンプに対する考え方についてチームにヒアリングを行っておりますが、シーズンオフ中の夏場でのキャンプや中断期間中のキャンプ実施の有無については、各チームとも明確な考え方が定まっていない状況にあります。

県としましては、秋春制に伴うキャンプ形態の変更に柔軟に対応できるよう、今後も引き続き、市町村やチーム関係者からの情報収集に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 各チームともまだ定まっていないということですので、こちらの提案もまだ可能だと思っておりますので、受入れ市町村とともに連携して取り組んでいただきたいと思います。

ただ、6月から7月のシーズンオフ中のキャンプとなった場合に、気温が高く、梅雨の時期である本県でのキャンプは難しいのではないかと考えております。

キャンプの形態が変更となった場合、県はどのような対応をしていくのか、商工観光労働部

長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 秋春制に移行した場合、県では、5月のJリーグ閉幕後から7月までのシーズンオフと、12月上旬から2月中旬頃までの中断期間が、キャンプの時期になると想定しております。

まず、シーズンオフ中のキャンプについては、夏場の練習となることから、夜間練習にも対応できる照明設備など、春季キャンプでは必要とされない機能の整備を要望される可能性があります。

また、中断期間のキャンプについては、シーズン中であることから、選手の試合感覚やコンディションの維持が重要となり、より実践的なトレーニングマッチの調整など、受入れ体制の強化が必要と考えております。

県としましては、いかなるキャンプ形態においても最適な環境を提供できるよう、市町村等と協力しながら対応してまいります。

○黒岩保雄議員 中断期間の冬場とシーズンオフ中の夏場の2回、キャンプが行われる可能性もあるということですので、この機をチャンスと捉え、情報の把握と積極的なアプローチをよろしくお願ひしたいと思います。

先日、私が所属する総務政策常任委員会で、NPO法人宮崎県防災士ネットワークの代表者をはじめ、役員の方々と意見交換をさせていただきました。この場をお借りし、快く調査を受け入れていただいたことに心からお礼を申し上げます。

このNPO法人の目的は、平時の地域防災力の向上や防災に関わる人づくり、防災士の技術研さん、そして災害時の住民支援であります。

現在の主な事業は、県の委託事業として、防災士養成研修、地域の防災活動支援、出前講座

などのほかに、自主事業として、防災士のスキルアップ講座など精力的に活動されています。

県も防災士資格取得者1万人を指標に掲げ、育成を後押しする中、県全域を網羅する防災士ネットワークは九州唯一だそうですが、令和6年3月時点の県内の防災士認証者数7,088人のうち、このネットワークに加入する会員は986人で、加入率は14%に満たない状況だそうです。

こうした中、この法人では、活動を通して感じる現在の課題として、県民の防災意識のさらなる向上、自主防災組織の活性化、沿岸にある市町村とそうでない市町村の防災意識の偏在化、学校での防災教育の推進、防災士資格取得後のスキルの維持向上などを挙げられています。

こうした課題は、今後、本県が進める防災・減災、県土強靱化にとって、とても参考となるものであり、県はさらにこの防災士ネットワークとの連携を深めていく必要があると痛感したところであります。

能登半島地震においても、道路や情報網の寸断などで初動がなかなか迅速にできなかった例を見ても、いかに自助・共助の防災・災害対策が重要であるかを知らされたところでありますが、知事は、宮崎県防災士ネットワークの活動について、どのように評価されているのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 近年、災害が激甚化・頻発化しておりまして、本県で発生が危惧されている南海トラフ地震については、いつ起きてもおかしくない状況だと危機感を抱いております。

能登半島地震では、幹線道路が寸断され、広域支援などの公助が阻まれることとなりまして、改めて、自分の身を守り、地域で助け合う

自助・共助の重要性を認識させられました。そして、その共助の中核、重要な役割を担うのが、消防団と並んで防災士であろうかと思いません。

お尋ねの県防災士ネットワークは、平成17年の台風災害等を受け、「ふるさとを守る」という理念の下、防災士が自発的に設立した団体で、強い使命感を持って活動されているものと敬意を表します。

その活動は、防災士養成研修の企画運営、自治会、小中学校の防災訓練への防災士派遣など、県の事業にも参画していただきながら、地域に根差した活動を行っておりまして、県民の防災意識を高め、地域で支え合う体制をつくる上で、非常に重要な役割を担っていただいております。

そのように、防災士は大変重要な役割を担っていただいております。私もなかなか仕事の都合で調整がつかなかったんですが、近々、基礎研修を受ける予定にしておるところでございます。

今後とも、この団体と十分に連携して、自助・共助による地域防災力の向上に取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 知事が言われますとおり、自発的に設立され、強い使命感を持っておられる点が非常に素晴らしいなと私も感じております。

宮崎県防災士ネットワークの活動をさらに充実させるために、県としてどのような取組を考えておられるのか、危機管理統括監にお伺いたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県内の防災士の防災士ネットワークへの加入率は低い状況にあり、同団体が自立した運営ができるよう、

会員の増加や活動の充実を図っていく必要があります。

昨年度、防災士に対して行ったアンケートでは、防災士が継続した活動を行っていない大きな理由として、情報不足が挙げられていたため、県では今年度から、県内の全防災士に対して、各市町村が実施する防災訓練の情報などを定期的に発信してまいります。

これに合わせ、同団体が行うスキルアップ研修や会員同士の交流会の案内などを送付するとともに、活動の在り方等について同団体と意見交換を行います。

今後とも、防災士ネットワークの自立した運営が図られるよう支援してまいります。

○黒岩保雄議員 私は、このネットワークから依頼されて県に支援をお願いしたということではなくて、さらに充実した活動を行っていただきたいという思いから質問させていただきました。どうぞよろしく願います。

今回の質問では、シニア層の移住促進、大学の誘致、県の児童相談所の体制、乳幼児医療費助成の拡充などの提案をさせていただきました。前向きに検討いただけるものもありましたので、今後の成果を期待したいと思います。

知事が九州地方知事会の会長として、九州が日本を牽引していく地域となるよう全力を尽くすという言葉に心強さを感じました。私も宮崎県が九州を牽引していく県となるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上で質問を終わります。(拍手)

○野崎幸士副議長 次は、福田新一議員。

○福田新一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。北諸県郡選出、自民党、福田新一です。

6月8日に梅雨入りいたしまして、雨の多い

季節に入りました。遠方からの傍聴、ありがとうございます。

県庁に向かう国道の両脇には、あちこちに赤、青、ピンク、様々な色のアジサイが咲いています。あの花の色は、土壌の酸度、pH値によって決まるようです。何もかもが便利になった今の時代、自由気ままに生きている我々も、自然の道理に従って生きることを忘れてはいけないなと感じました。その心境を歌います。

「水無月に紫陽花の園輝けり進化の今に自然を教ゆ」

それでは一般質問に入ります。

まず最初に、子ども・若者プロジェクト(日本一生き育てやすい県)について尋ねます。

県では、今年度から、日本一を目指して挑戦する「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つのプロジェクトが始動しています。

このうち、「子ども・若者」について、私の過去2回の一般質問でも子育て支援策についてお聞きしましたが、少子化がますます進行している現状を見ますと、子ども・若者プロジェクトをしっかりと進めていくことが大変重要だと感じております。そして、子育て支援など子供・若者への対応は、県だけではなく、国や特に市町村と協力して進めていくべきだと考えます。

そこで、県がこの子ども・若者プロジェクトを推進する上で、市町村との連携が不可欠だと考えますが、知事の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終え、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

子ども・若者プロジェクトを推進し、日本一生き育てやすい県を実現するには、子供・子育て

て支援の主体である市町村との連携が大変重要であると認識しております。

現在、本プロジェクトをはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援について、市町村とともに取り組んでいるところでありますが、子育て環境など子供・若者を取り巻く課題は様々であることから、地域の実情に応じて、きめ細かく対応していく必要があると考えております。

このため県では、昨年度、市町村ごとに結婚・子育て環境の分析・評価を行ったところであり、今後はこれを活用し、市町村の取組を支援していくこととしております。

また、各ブロックごとに市町村長との意見交換を行う円卓トークでは、このテーマを基に議論を重ねているところであります。

引き続き、「希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられるみやざき」づくりへ向けて、市町村と一丸となって取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○福田新一議員 地域の実態を報告しますと、ある自治体が、人口減少対策の移住支援策などにより移住者が増え、広域入所制により待機園児が増えていました。隣の自治体は定員割れにもかかわらず、入所できません。自治体間では、広域入所に関する協議はされているけれども、実態は異なります、変わっておりません。

知事は、今年の4月に九州地方知事会長へ就任されました。広域九州圏の9県の各県知事で構成される組織です。地方自治体間の連携を強化し、地域全体の発展を目指して活動されることと察します。知事の牽引力が発揮されていると思います。

全国知事会においても、引き続き、子ども・子育て政策推進本部における幼児教育・保育の

完全無償化や子ども医療費助成制度の創設など、国に対し強く要望を知事をお願いし、次の質問に移ります。

日本一生き育てやすい県を目指す上で、保育士の確保が重要であると考えます。県内の学校を卒業して、県外に就職していく理由は、何が原因だと考えられますか。私は給与の違いもあると思います。参考までに、宮崎県の保育士の初任給が18万円前後、神奈川県が28万円から30万円とお聞きしました。生活費などから見ると当然なのかもしれません。しかし、現実、県外へ転出が多い以上、理由を知り、県としても対策が必要だと考えます。

日本一生き育てやすい県を目指す上では、保育士の確保が重要であると考えますが、県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県民の皆様には、子供を安心して生み育てていただくためには、保育士を安定的に確保し、保育環境を充実させていくことが大変重要であると考えております。

このため県では、保育士資格を取得するための学費等の貸付けを行っており、一定期間、県内の保育施設に勤務した場合などには、返還を免除することとしております。

また、潜在的な保育士と保育施設とのマッチング等による復職支援のほか、幼児教育センターのスーパーバイザーによる離職防止のための個別指導や、処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の実施にも取り組んでいるところであります。

○福田新一議員 次に、義務教育段階における県の役割についてです。

自分は、小学校、中学校は義務教育であるため、行くことが当たり前であると考えていまし

た。しかし、今は、不登校など様々な問題があり、「学校に行かなくてもよい」という言葉を聞くことがあります。

そこで、義務教育段階における学校の役割、そして本県の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校の役割は、コロナ禍を経て、学習機会や学力を保障するという役割や、社会性や規範意識を身につけさせる役割のみならず、居場所としての福祉的な役割も再認識されたところでもあります。

同時に、学校では、様々な児童生徒の実態に応じて、学びの機会を保障する必要があり、本県においても、夜間中学や学びの多様化学校、フリースクールなど、多様な学びの選択肢が広がっております。

このような中、文部科学省は、学校外での学びの重要性を認めつつも、学校における教育の役割は極めて大きいとして、居場所となる教育支援センターの校内での設置を推進しており、本県としても、その取組を進めているところであります。

○福田新一議員 義務教育の義務は、子供が学校に行く義務かと思っていました。今は、いろいろな学びの場が必要であることや学校教育の果たす役割が大きいことを改めて認識したところ です。

次に、本県の不登校の現状について質問いたします。

相変わらず、小学校、中学校とも不登校が増え続けているように思います。社会問題の不登校に、本県は「ザ・ストップ不登校」と大きな声を上げて取り組むべきだという思いでしたが、そうではなく、子供が学びたいところを探求し、前に進む道しるべを共に見つけようとい

うのが不登校対策になるのですね。

本県の不登校の現状と課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和4年度の公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は、いずれの校種においても増加しており、中でも小学校での増加が顕著となっております。

また、不登校児童生徒の約半数が、学校内外の機関等で相談・指導を受けられていないなどの現状があります。これらは全国的な傾向として国の調査で報告されており、本県でも同様の現状が見られ、重く受け止めているところであります。

県教育委員会では、これらの課題に対応するため、今年度より、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを増員し、全ての公立学校に配置・派遣することで、相談・支援体制を強化したところであります。

また、不登校対策の拠点として、不登校児童生徒や保護者への直接支援等を行う、県教育支援センター「コネクト」の運用を開始いたしました。

○福田新一議員 小学校、中学校、高等学校での不登校への対応についてです。

義務教育の本質を知るところから、メインタイトルである子ども・若者プロジェクト（日本一生き育てやすい県）を目指す見地に立って考えます。

先日、ある親睦会において、同じテーブルに30代から40代前半の青年が3名いました。彼らは、話すとき相手の目をちゃんと見て、私たち大人と話すときの言葉遣いも適切でした。姿勢、振る舞いともに清々しくて好感が持てました。

私はその1人に言いました。「若いのにどこ

でそういうのを学んだのか」。青年は間髪入れずに答えました。「家庭です」。私ははっとしました。不登校を全体で捉えるのではなく、まずは家庭の在り方からだ。朝起きて「おはよう」「ありがとう」「ごめんなさい」「おやすみなさい」の挨拶が当たり前でできる子供を育てるところからだ。そこの分野の県の取組はないようです。しかし、それぞれの成長期に合わせて接する必要があると考えます。

そこで、県教育委員会としては、「ひなたの学び」を通して取り組んでおられると聞きました。小・中・高等学校における不登校児童生徒への対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 各学校では、不登校の児童生徒に対して、いじめ不登校対策委員会等でスクールカウンセラー等と情報共有するなど組織的な対応を行っているほか、学びの保障のためのICTを活用した学習支援にも取り組んでおります。

小中学校では、校内教育支援センターなどの別室での支援が進んでおり、それに加えて、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等と連携した支援にも取り組んでおります。

また、高等学校では、県教育支援センター「コネクト」と連携し、ICTを活用した単位修得についての研究を進めているところであります。

県教育委員会では、今後も全ての不登校児童生徒へ確実に支援が届けられるよう、しっかり取り組んでまいります。

○福田新一議員 確実な支援が届けられるよう、よろしくお願いいたします。

次に、不登校からひきこもりとなってしまう場合の支援についてです。

小・中・高等学校までは、不登校支援が形として存在するようには見えますが、高校までに復帰できなかった生徒は、卒業後、ひきこもりとなってしまう可能性を危惧してしまいます。行く行くは8050問題へとつながるおそれがあると思います。

不登校支援からひきこもり支援につなぐ取組が必要だと考えます。県の対応について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 在学時から不登校などの情報を共有しまして、卒業後も切れ目なく支援できるよう、教育関係者を含む関係機関が、個別ケースの支援情報を相互に連絡・情報共有できる体制整備は大変重要です。

このため県では、福祉や雇用、教育など、幅広い支援機関で構成された連絡会議を開催し、継続的な支援について必要な情報を共有するとともに、支援の在り方についても検討しております。

また、全市町村にアドバイザーを派遣し、市町村でも同様に、学校関係者や民生委員・児童委員、社会福祉協議会など、地域の関係機関が連携して個別のケースに対応した相談・支援体制が構築できるよう支援を行っております。

○福田新一議員 大変重要だということは認めてもらったと思います。市町村への支援状況は確認が必要だと思います。よろしくお願いいたします。

次に、特別支援学級についてです。

先日、延岡しろやま支援学校高千穂校の調査に出向きました。高千穂高校の中であって、「共生」という目標に向かって、地域をはじめ、周りから手厚く成長を見守っている姿を確認することができました。

支援学校の生徒とともに体験した高校生のア

ンケート結果からも、「共生」という目標に向かって、プラン、ドゥー、チェック、アクションのPDCAのプロセスを循環させ、活動の品質を高めようという概念が出来上がっているように感じました。また、支援を受けた本人自身も、卒業後も仕事に就いて、地域のために貢献していく将来が見えていました。

小林市にも、小林こすもす支援学校と東方小・中学校、小林高校との共同学習の事例もあると聞きます。宮崎県の目指す子ども・若者プロジェクト日本一に誇れる事例です。

対して、児童数の比較的多い小学校の特別支援学級は、「共生」を目標に取り組む事例に比べると、適切な言葉ではないかもしれませんが、引き離しのおいを感じます。特別支援学級などの学びの場の決定はどのように行われているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 障がいのある子供の学びの場につきましては、医師や心理士などから構成する市町村の教育支援委員会が、観察や面談等を通し、本人の障がいの状態、必要な支援の内容を踏まえ総合的に判断し、最終的には、市町村教育委員会が学びの場を決定しております。

その決定に際しましては、本人や保護者の意見を可能な限り尊重し、合理的配慮の視点に基づき、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行っております。

今後とも、県教育委員会といたしましては、各市町村の担当者や校長を対象とした協議会をしっかりと機能させ、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指す、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。

○福田新一議員 これらの取組は、各市町村の

教育委員会が判断し、決定しているようですが、県としても、さらに市町村への支援をお願いいたします。

次に、本県の共生社会の実現に向けた取組についてです。

今出ましたインクルーシブ教育とは、障がいのあるなしに関係なく、全ての子供が一緒に学べる教育のことです。多様性を尊重する社会を目指すべく、教育現場でも誰一人として排除されない取組が進められなければなりません。

本県における共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 先ほど議員からも御紹介のありました延岡しろやま支援学校高千穂校は、創設以来、生徒同士が年間を通して様々な行事や学習を共同で行うことで、相互の理解が深まり、共に学ぶことが当たり前という自然な交流が続いております。

また、東方小、東方中、小林高校に併設している小林こすもす支援学校では、これまでの交流に加え、例えば、音楽や体育などの授業を合同で行ったり、高校生が小学部の児童に文字を教えたりするなどの共同学習についての研究を、今年度から国の事業として取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、共生社会の実現に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○福田新一議員 今回、子ども・若者プロジェクト（日本一生き育てやすい県）について質問させていただきました。保育の問題、自治体間の問題、そして食い止めたい不登校の問題です。特に、不登校の問題、ひきこもりの問題は、答弁を教育長と福祉保健部長からいただい

たとおり、どうしても年齢、学年、学校、社会といった垣根ができてしまいます。この垣根を越えて連携してもらい、支援の方法などを検討してほしいなと感じました。よろしく願いいたします。

2つ目に、本県の農業の取組について尋ねます。

子牛価格低迷に対する取組についてです。

我が地区では、子牛の品評会が月に1度あります。子牛価格の低迷、飼料価格の高騰に長年見舞われている畜産農家は、明るい話題に遠ざかっています。現場では「元気の出る話はないのか」と問われます。

「令和5年度の県産農畜水産物輸出額は約115億円となり、12年連続で過去最高を更新した」。そういった朗報が5月25日、宮日で発表されました。12年連続で過去最高を更新という朗報の割には、子牛価格低迷が続きます。令和3年度が平均70万円、令和5年度が平均54万円、16万円の差があります。この現象を知事はどう認識されているのでしょうか。

生産者を支援するための経済的措置として、肉用子牛生産者補給金制度等の各種セーフティーネット対策があると聞いていますが、子牛価格低迷についての知事の認識と、どのような対策に取り組んでいらっしゃるかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 子牛価格の低迷であります。私も今年の年明けから県内各地域の家畜市場を回っておりますが、先の見えない厳しい状況に対する不安の声を多くの方から直接伺っております。本県肉用牛の生産基盤を弱体化させるおそれがある大変危惧しております。

また、農家の皆さんの頑張り、全国和牛能力共進会であれだけ日本一を連続で取得する、

すばらしい成績を上げておられるにもかかわらず、円安や物価高、経済情勢等を背景とするものでありますが、大変胸の痛む思いがしております。

子牛価格につきましては、国のセーフティーネット対策として、基準価格を下回った場合に、その差額を補填する制度が従来から設けられております。これに加え、本年度は、九州・沖縄ブロックの平均価格に応じて段階的に奨励金を交付する緊急対策が創設され、地域の実情に応じた支援が強化されております。県としても、また様々な対策も講じております。

あわせて、牛肉の需要を喚起するためには、消費拡大対策が大変重要でありますことから、これまでの継続的な取組に加え、国内外で集中的なプロモーションを展開しており、1月にはニューヨークでも実際にプロモーションを行いました。令和5年度の県産牛肉の輸出量は過去最高となっているところであります。

今後とも、国や市町村、関係団体と連携した取組によりまして、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図り、畜産経営の安定につなげてまいります。

○福田新一議員 国のセーフティーネット対策というのは、子牛の価格が低迷しても生産基盤の維持が保てますという制度なんですね。分かりました。

次に、県産肉牛の消費拡大に向けた取組についてです。

牛の価格の決定は、買い手が増えれば当然競争は高値がつきます。輸出も含め消費拡大が価格安定に大きく影響すると思います。黒毛和牛はおいしいです。輸入牛と比較になりません。

県産牛肉の消費拡大に向け、県は具体的にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に

伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 県ではこれまで、「おいしさ日本一宮崎牛」を冠に、首都圏における大規模イベントやテレビ、SNSなどでのPRなど、あらゆる手段を活用し、県産牛肉の新たな需要創出に取り組むとともに、今年度は、県内での消費を改めて喚起するため、JA等が行う地域での取組に対して支援することとしております。

また、海外に向けては、主要市場である台湾、アメリカ、香港などにおけるプロモーション活動を支援するとともに、今年2月に竣工した県内初のハラール対応食肉処理施設の運営事業者等と連携しながら、イスラム圏など新たな市場への輸出拡大にも積極的に取り組んでまいります。

県としましては、今後も関係団体等と連携し、県産牛肉のさらなる消費拡大につなげてまいります。

○福田新一議員 次に、飼料の価格高騰下における粗飼料——わら、草、乾草、サイレージ等の自給率向上に向けた取組についてです。

昨年の6月の一般質問において、世界の穀物市場の影響を受けにくい、飼料の輸入依存度を低減した畜産経営の在り方について質問しました。答弁は「耕畜連携による飼料用米や稲わら利用の拡大に取り組む」でした。

さらに11月定例会では、耕畜連携が現場では具体的にどのように取り組まれているのか質問しました。川南町での飼料用米の取組について答弁がありました。

そこで、県内での飼料価格高騰下における粗飼料自給率向上に向けた取組について、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 議員御指摘の

とおり、近年の不安定な国際情勢や円安等により、飼料価格は依然として高止まりしており、輸入に過度に依存しない畜産経営への転換が求められております。

このような中、例えば都城市において、これまで飼料として利用されず、水田にすき込まれていた約20ヘクタール分の地域の稲わらを耕種農家が収集し、畜産農家に供給する取組が始まっております。

県としましては、今後とも、このような取組を後押しするため、今年度の新規事業の活用や地域の実情に応じた普及活動により、耕種農家と畜産農家が連携した組織の育成を図るとともに、粗飼料の生産拡大や未利用資源の活用に積極的に取り組み、さらなる粗飼料自給率の向上を図ってまいります。

○福田新一議員 分かりました。とにかく飼料価格高騰下においては、配合飼料に対しては飼料用米利用とか、粗飼料に対しては稲わら等の利用等によって、国産飼料に立脚した畜産への転換を図るべきだと思います。地産飼料育成です。

次に、肉用牛繁殖農家が営農を続けるための対策について質問いたします。

肉用牛繁殖農家における大きな問題の一つに、農家の高齢化があります。幾ら我が子のように大事に優しく育てている牛でも、驚いたり嫌がったりすることがあります。

例えば、いよいよ競りに向かうときのトラックへの積込み、競り場での引き出し、高齢では大変危険な作業です。それを理由に、肉用牛繁殖農家を辞める方がおられます。子牛を競りの会場まで積み込み運ぶ料金が片道約5,000円、往復で1万円、引き出し料として3,000円。これに対して、70歳以上は5分の1でいいですという

ことで、片道5,000円を1,000円だから往復で2,000円、引き出し料3,000円を600円とかいう援助をしている地域もあります。

肉用牛は本県農業の基幹品目です。生産基盤を維持するため、肉用牛繁殖農家が営農を継続できるための対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 肉用牛は、本県農業産出額の約4分の1を占める重要な品目であり、その生産は、若手から高齢者まで多様な担い手によって支えられております。

県では、このような担い手の労力軽減を図るため、繁殖農家の飼養管理や競りの引き出し等を代行するヘルパー体制の整備や、妊娠牛の供給を担う繁殖センターや子牛の育成管理を担うキャトルセンター等の地域拠点施設の整備を支援するなど、分業化を推進しております。

県としましては、今後とも、国や市町村、関係機関と連携しながらこれらの取組を進め、本県畜産を支える担い手の皆さんが安心して営農を継続できるよう支援してまいります。

○福田新一議員 県でも対策を取られていることが分かりました。牛の育成において、高齢者の方々は貴重なノウハウを持っておられます。ぜひ高齢者が楽しく肉用牛繁殖農家を続けられるよう支援をお願いいたします。

次に、多面的機能支払交付金についてです。

農業は、米や野菜など農産物を作るという役割以外に、洪水や土砂災害を防いだり、美しい田園風景で私たちの心に安らぎを与えてくれます。

しかしながら、農家の減少など農業に携わる人が減り、規模拡大を目指す若い担い手の農作業の負担が増えています。

多面的機能支払交付金は、農業者が活動しや

すく、担い手の負担を軽減することを目的につくられた制度だと思います。この多面的機能支払交付金の制度概要について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 多面的機能支払交付金制度は、地域の共同活動を支援することにより、国土保全や水源の涵養など、農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るとともに、担い手農家に集中する施設の維持管理に係る負担を軽減することを目的としております。

具体的には、農業者や地域住民などで構成する活動組織が実施する、水路・農道等の維持補修や花の植栽、学校等と連携した生態系の保全のための活動などを支援するものであり、活動内容は、それぞれの組織が地域の話合いによって決定することとしております。

本県では、令和5年度、433組織が本制度に取り組んでおり、対象面積は約2万7,100ヘクタールとなっております。

○福田新一議員 この制度が地域での活動についての支援であることが分かりました。

しかし、現在は共同活動の参加者が減少してしまっているようです。

都城北諸県圏域では、今まさに田植えシーズンを迎えています。昔ながらの自分の田んぼが利用する水路の泥上げから始まります。田んぼの地権者が参加しての泥上げですが、農業者も高齢化が進み、参加が困難となってきました。耕作者だけでやろうとすると、とてつもない仕事量になり、本来の耕作ができません。

そこで、共同活動の参加者が減少する中で、活動の維持に対する県の認識について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（殿所大明君） 活動組織にお

いては、高齢化などにより、水路等の維持管理を行う共同活動の参加者が減少し、一部の農家の負担が増加していると認識しています。

このため県では、組織の広域化による集落の垣根を越えた活動への参加を推進するとともに、作業の効率化につながる自動草刈り機等のスマート技術の啓発に取り組んでおります。

また、これらに加え、今後は、活動組織と企業やアルバイトなどとのマッチングによる参加者の確保等を支援してまいります。

県といたしましては、活動組織が安定して地域の共同活動を継続できるよう、引き続き市町村と連携し、これらの取組を進めてまいります。

○福田新一議員 次に、県の管理する河川の維持管理についてです。

利水という観点から農業を行う上で、河川水を円滑に利用するためには、河川の堤防、護岸が健全であることが重要であると考えております。

そこで、県管理河川の維持管理について、どのように取り組んでおられるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 河川の維持管理につきましては、浸水被害対策だけでなく、河川水の適正な利用の面からも大変重要であると認識しております。

このため県では、定期的に巡視や施設の点検を行い、河川内の状況や堤防、水門などの管理施設の状況を確認し、異常がある場合には、適時対応することで、適切な機能の維持に努めております。

また、河川の流れを阻害する堆積土砂につきましても、現地の状況を調査し、家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高い箇所から優

先的に除去しているところです。

今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、適正な維持管理に努めてまいります。

○福田新一議員 次に、国道222号牛ノ峠バイパスについて尋ねていきます。

県南・県西地区における広域道路ネットワークの整備状況についてです。

南九州圏域の命と暮らしを守る道として、現在、広域道路ネットワークの一部を構成する東九州自動車道、都城志布志道路などの整備が進められており、このうち都城志布志道路は、本年度に全線開通の予定にあります。これらの道路は、九州縦貫自動車道宮崎線と接続し、広域交流ネットワークを形成して、物流の効率化にも寄与することが期待されています。

また、去る6月1日には、都城志布志道路、都城末吉道路、曾於志布志道路の合同整備促進大会も行われました。東九州道と都城志布志道路をつなぐ都城末吉道路、曾於志布志道路が完成すると、まさに無限大の形となり、南九州圏域の防災、産業、医療、観光、文化など様々な面において、ますます活性化が期待できます。

この広域道路ネットワークの整備により、農産物や子牛、豚、鶏の輸送、食料品の取り寄せなどの農業面のほか、救急医療体制の強化や広域観光ルートの形成など、様々な効果が期待できますが、ミッシングリンクの早期解消などの課題も残されていると考えます。

そこで、県南・県西地域における広域道路ネットワークの整備状況を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県南・県西地域の広域道路ネットワークにつきましては、今年4月に東九州自動車道で唯一の未事業化区間であった南郷一奈留間が新規事業化され、さら

に、今年度中には都城志布志道路の全線開通が予定されるなど、着実に整備が進められております。

一方で、東九州自動車道には約32キロメートルの未開通区間があり、また、国道220号では豪雨などによる通行止めが度々発生するなど、強靱で信頼性の高い広域道路ネットワークの構築はいまだ道半ばであります。

県としましては、引き続き、道路整備の効果や必要性を広く発信するとともに、国に対し必要な予算の確保を強く訴えるなど、残された課題の解決に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○福田新一議員 国道222号牛ノ峠バイパスの事業再開について、県が大型車の離合困難場所解消とか安全で円滑な交通の確保に取り組んできましたが、異常気象時の事前通行規制区間があることに加え、先月の豪雨では、倒木により全面通行止めとなりました。信頼性の高い道路となるためには、昨年6月議会でも質問しましたとおり、牛ノ峠道路の事業再開が必要であると考えております。

そこで、いま一度、国道222号牛ノ峠道路の事業再開について、県土整備部長にお願いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 国道222号は、東九州自動車道や都城志布志道路などととともに広域道路ネットワークを形成し、平常時のみならず、災害時にも安定した人流や物流を確保する上で大変重要な路線であります。

牛ノ峠道路につきましては、昨年10月に事業再開を求める1,200人規模の決起大会が開催されるなど、機運の高まりを感じております。

県では、こうした実情を踏まえ、国や関係市町とともに、地域の将来を見据えた整備の在り

方を検討する場を設け、早急に議論をスタートさせたいと考えております。

事業の再開に至るまでには、様々な課題を解決する必要がありますことから、引き続き、地域の皆様の御意見も伺いながら、丁寧に議論を重ねてまいります。

○福田新一議員 南九州圏域において、社会情勢が大きく変化しています。国道220号線と牛ノ峠バイパスとのダブルネットワークが構築されれば、南海トラフ地震による大規模災害時の救命・救急・支援物資等の輸送だけでなく、大型クルーズ船が寄港する油津港と都城北諸県郡を結ぶ観光としても、経済圏の拡大に効果を発揮することが期待されます。

都城圏域と日南圏域を結ぶバイパスの必要性が、ここで物すごく強く浮き彫りにされてきました。25年の事業休止からの事業再開に向け、しっかりと議論を進めてください。

次に、国スポ・障スポについて、開催に向けて本県の文化面でのレベルアップができないか尋ねます。

国スポ・障スポ宮崎大会での開催イメージについてです。

昭和54年に開催された第34回から何と48年ぶり、令和9年に今度は開催されます。当時のスローガンは「伸びる心、伸びる力、伸びる郷土」として、県勢の活躍はすばらしく、念願の天皇杯・皇后杯を獲得しています。当時の映像を見ると、自分の人生や過去の出来事を思い出し、時の流れを感じてしまいます。

先日、知事は、県民総合スポーツ祭の開会式の挨拶の中で次のようなことを言われました。

「以前の国民体育大会の名称から、2024年からは国民スポーツ大会と変わります。2024年開催地、佐賀県の山口知事は、略称国体から国ス

ポに名称が変わると同時に、大会のイメージもがらっと変えたいと言われました。例えば入場式のスタイルも、きちんと整列して行進する入場ではなくて、観客のほうに自由に手を振ったり、時にはダンスしてみたりのカジュアルなスタイルでの入場、そしてまた、各県3秒でPRをするなど考えておられる」。

これに対して、河野知事もユニークさでは負けないものがあります。参考に、パリ五輪は、セーヌ川で160台のボートを使っての入場式らしいです。3年後を見据えて、いろいろとイメージしておられると思います。

そこで、開催の正式決定が間近に迫った宮崎国スポ・障スポについて、改めて大会に向けた知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宮崎国スポ・障スポにつきましては、7月の日本スポーツ協会理事会を経て、本県開催が正式決定となる見込みであります。

これに先立って5月に行われた総合視察では、これまでの「スポーツランドみやざき」の経験や、新たな施設整備によりスポーツを通じた地域振興を県内全域に広げるといった理念について高く評価をいただき、手応えを感じるとともに、改めて「未来のみやざき」づくりを進める大会にしたいとの思いを強くしたところであります。

また、2度目の天皇杯獲得という高い目標を掲げ、選手の育成・強化等に一層取り組むことで、競技力の向上を図りながら、地域スポーツの振興や県民の健康づくり、生きがいづくりにつながるような大会を目指してまいります。

昭和54年国体が今の「スポーツランドみやざき」の礎を築き、さらに2巡目となる国スポ・障スポについても、未来につながるような取

組、スポーツを通じた地域振興、さらにはスポーツの振興を図っていかうと、とても前向きに取り組んでいることを考えると、国体・国スポの長い歴史の中で、やはりモデルとなる取組を本県としては進めているのではないかと、そのような自負もしているところであります。

大会には多くの方が来県されますことから、宮崎らしいおもてなしの心で温かくお迎えするとともに、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信してまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。

次に、国スポ・障スポ大会への文化面での参画についてです。

国スポ・障スポは、もちろん名のおりスポーツが中心の大会ですが、文化面でも何かできないでしょうか。

私は以前、宮崎が観光地として有名だった50～60年前の話をお宮崎交通の役員の講演で聞いたことがあります。その方が新入社員のとき、観光バス数台でのイベントがあり、バスが会場に到着したときの観光客へのおもてなしを新社員に任されたそうです。新社員で懸命に考えた策が大変好評で、観光客を大いに喜ばせ、宮崎県のPRの一翼を担うことができたという話でした。

国スポ・障スポ宮崎大会では、来県者等に対し、宮崎らしいおもてなしを推進するため、どのような取組を行っていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 宮崎国スポ・障スポは、県民の温かい人柄を生かした県民総参加型によるおもてなしの心あふれる大会を目指しておりますことから、スポーツ関係者に限らず、多くの方々がそれぞれの立場で関わっていただけるよう、多様な参加機会を

つくることが重要であります。

このため昨年度は、大会イメージソングの制作に当たって歌詞と曲を公募したところ、5歳から90歳まで幅広い世代の県民の皆様から、合わせて500点以上もの応募がありました。

今後も、花いっぱい運動や宮崎ならではの文化・芸術、民俗芸能等を紹介する文化プログラムのほか、豊かな食など宮崎の魅力を生かしたおもてなしに、チーム宮崎で取り組んでまいります。

○福田新一議員 おもてなしという形で、例えば、会場の入り口のところに、華道とか茶道等の出番も考えてはいかがでしょうか。大会を共に盛り上げることができるのではないのでしょうか。

今回のコロナ禍で、3～4年間、地域で毎年行われていた催しもことごとく中止となり、地域に伝承されてきた郷土芸能も勢いがなくなっています。この国スポ・障スポの会場での披露が発奮材となり、地域の活性化につながるような気がいたします。

国スポ・障スポは、本県の民俗芸能を盛り上げるよい機会だと思います。教育長の考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県が誇る神楽や風流踊をはじめとする民俗芸能は、地域の方々が、先人たちの思いや願いを紡ぎながら、脈々と受け継いできた地域の宝であります。

議員御指摘のとおり、国スポ・障スポは、本県の魅力ある歴史や文化を発信するのみならず、民俗芸能の担い手である地域の方々を元気づける絶好の機会であると認識しております。

そこで、県教育委員会といたしましては、市町村や関係部局と連携しながら、国スポ・障スポの文化プログラム等において、民俗芸能の魅

力を県内外の方々に発信することで、担い手の意欲向上や、ひいては地域全体の活性化につなげてまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。大会の開会式の会場地、また各競技の開催地においては、各市町村の管轄でしょうが、県としても、郷土芸能等の披露など、ぜひ推奨していただきたいと思います。宮崎県民総出で参加する大会、そして「さすが宮崎」と言われるような成果を出したいものだと思います。

以上で終わります。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い一般質問を行います。

知事の政治姿勢から伺ってまいります。

まず、地方自治法改定案についてです。

地方自治法改定案が5月30日、衆議院で賛成多数で可決しました。もちろん日本共産党は反対です。この改定案は、政府が国の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、国に地方自治体への広範な指示権を与え、自治体を国に従属させる仕組みをつくるものです。憲法が保障する地方自治を根底から踏みにじるものです。

戦前の中央集権的な体制の下で、自治体は侵略戦争遂行の一翼を担わされました。その反省から、日本国憲法は地方自治を明記し、政府か

ら独立した機能を持つ団体自治と、住民の意思に基づく住民自治を保障しました。

ところが、歴代自民党政権は、自治体の権限や財源を抑制し続け、地方自治を形骸化させてきました。地方分権一括法では、地方分権を掲げながら、機関委任事務を法定受託事務として事実上温存し、自治体への指示、代執行など、国の強力な関与の仕組みをつくりました。

今回の法改定は、住民の利益を守る仕事である自治事務についても国が指示することを可能にするもので、地方自治を否定する憲法じゅうりんと言わなければなりません。

今回の地方自治法改定の目的及び内容、そして、それをどのように受け止めたか、地方自治体の長である知事の見解をお伺いいたします。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の改正は、新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、大規模な災害や感染症の蔓延など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例として、個別法の規定では想定されていない事態に適切に対応するため、国が地方に対し補充的な指示を行うことを規定したものであり、その必要性については理解しております。

一方で、地方自治の本旨や地方分権の意義を踏まえ、国と地方の対等な関係が損なわれることのないよう、制度化及び運用に当たっては、地方への十分な配慮が必要であると認識しております。

このため、全国知事会においても、国の補充的指示が現場の実情を踏まえた措置となるとともに、安易に行使されることがないように、事前

に地方と協議・調整を行う運用とすることや、必要最小限の範囲とすることなどを国に申し入れてきております。先月末の衆議院採決の際には、その内容が附帯決議として明記されております。

本県としましても、引き続き、全国知事会等と連携を図りながら、国に対し必要な要望などを行ってまいります。以上であります。[降壇]

○前屋敷恵美議員 今回の法改定は、地方自治及び自治体の長としての権限を侵害する重大なものです。全国知事会会長の村井嘉浩宮城県知事は、「拡大解釈をすれば、あらゆることを国が指示できるということになりかねない。これは地方自治の本旨に反する真逆の法案ということになる」と強い警戒感を示しておられます。

政府は自治体に指示できる要件として、1つに、国民の生命等の保護のために特に必要な場合、2つに、個別法の規定では想定されない事態を挙げており、具体的には、先ほど知事が御答弁されたように、大規模災害や感染症の蔓延です。そして3つに、その他としています。

しかし、大規模災害や感染症の蔓延の対策は、それぞれ個別分野ごとの法律を、国と地方との関係で、より効果的にやることで対応できるものです。

問題は、その他としている点で、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態とは、戦争などの有事ではないかと想定されても不思議ではありません。

岸田政権は、70年来の日本の安全保障政策を大転換し、敵基地攻撃能力を保有し、日本の自衛隊が米国の主導で外国を攻撃する事態が現実のものとなりつつあります。国の恣意的判断で地方自治をないがしろにし、戦争遂行のための体制強化を進めようとするのは絶対に許され

ません。

知事には、この立場にしっかり立っていただき、地方自治を守り、戦争する国にしないために法改定に反対の声を上げるべきと思いますが、知事、いかがですか、再度御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の法改正につきましては、先ほど申し上げました経緯、そして考え方、さらには全国知事会とのしっかりとした協議の下に、地方の声も踏まえて制度対応がなされているものであります。

様々な懸念というものを御指摘いただいたところではありますが、しっかり受け止めながら、今後、その運用面に当たっても、しっかり注視しながら、必要な意見を申し上げていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 しっかり地方分権の権利を行使していただきたい、知事の立場でしっかりと国に対しても物を言うていただきたいと思えます。

続いて、宮崎空港が特定利用空港に指定されたことについて伺います。

政府は4月1日、自衛隊や海上保安庁が使用可能な特定利用空港・港湾として、7道県16施設を選定、その一つに宮崎空港が指定されました。断じて認められるものではありません。

指定の目的、指定に係る県の立場、受け止めをお聞かせください。危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 特定利用空港指定の目的は、平素から、必要に応じて自衛隊、海上保安庁が民間の空港を円滑に利用できるよう、施設管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊等の円滑な利用にも資するよ

う、必要な整備や既存事業の促進を図るというものです。

宮崎空港は国管理の空港であるため、今回の枠組みについては、防衛省、海上保安庁と空港管理者である国土交通省の間で設けられたものであり、今回の指定については、県は同意する立場になく、これらの省庁から昨年、指定に当たっての説明を受け、指定に係る趣旨などを説明されたところであります。

○前屋敷恵美議員 国管理の空港だから、自衛隊利用を受け入れざるを得ないのでしょうか。

自衛隊とともにアメリカ軍の利用にもつながるのではないかと、県民生活への影響はどうか、様々な懸念や心配が出てきますが、知事の見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の枠組みは、あくまで宮崎空港の管理者である国土交通省と自衛隊、海上保安庁との間で設けられたものでありまして、米軍がこの枠組みに参加することはないと国から説明を受けております。

これまでも宮崎空港において自衛隊の訓練が行われたことがあります。指定されたそれぞれの空港において、訓練の回数は多くとも年数回程度と国は説明しており、県民の生活に影響を及ぼすものではないと考えております。

県ではこれまでも、宮崎空港において自衛隊が訓練を実施する際、関係自治体等への事前の丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を求めてきたところであり、今後も国に適切な対応を求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 国管理の空港は、鹿児島空港もそうなんです。しかし、鹿児島空港は港と併せて、知事というか、県が同意しなかったというか、話が折り合わずに、今回政府は指定できなかったという状態が現実としてございま

す。

国会の審議の中で、民間空港を利用できるようにするという今回の特定利用空港・港湾をめぐる、自衛隊の運用上の課題を示した資料で、「空港や港湾の施設を自衛隊及び米軍が優先的に利用できるよう、平素から調整を行っておくことが必要」と明記されていることが明らかになりました。自衛隊だけじゃないんです。米軍も併せて、そういう資料が明らかになりました。防衛省もそれを認めております。ですから、政府や防衛省が米軍利用はないと幾ら言っても、それはごまかしにすぎないということです。

なぜ今こうした指定が行われるのか。今回の指定は、2022年12月に閣議決定された安保三文書の基本文書である国家安全保障戦略に基づいて提起されたもので、政府の有事をにらんだ対応能力の強化を図る一環です。そしてそれは、地方自治法改定案に基づき、自治体に対する指示権が行使されれば、自衛隊などの優先利用が強制されることにつながりかねません。

しかも、日本が集団的自衛権を行使すれば、海外で米軍が関わる戦争に、自衛隊が宮崎空港から出撃・参加することにもなり、必然的に日本が戦争の当事国になります。戦争放棄をうたった日本国憲法とも相入れないことは明白です。宮崎の地を絶対に戦場にさせてはならないと思います。

知事は今こそ自治権を最大限生かし、宮崎空港の特定利用の指定は認めない、この立場に立って、国にその撤回を求めるべきと思いますが、知事の御決断を求めたいと思います。いかがですか。

○知事（河野俊嗣君） 我が国の外交・防衛に係る問題は、国の専管事項でありまして、国の

責任においてなされるものと認識しております。

また、今回の枠組みにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、防衛省、海上保安庁と空港管理者である国土交通省の間で設けられたものであります。

私としましては、県民の安全・安心を確保する観点から、自衛隊等が訓練を実施する際は、関係自治体等への事前の丁寧な情報提供や安全対策の徹底、地域住民への配慮等を適切に国に求めてまいります。

○前屋敷恵美議員 外交・防衛は国の専管事項、これまでも何度も聞いてきました。しかし、そう言うてはおられない事態になろうとしているところです。そのことをしかと受け止めていただきたいと思います。

それから、もう一点伺います。台湾有事などを念頭に、政府が提案した先島諸島の住民の避難を九州・山口各県で受け入れることの検討について、九州地方知事会で協議されたとのことですが、その経緯についてお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の検討は、令和4年度から国と沖縄県の共同で実施されております先島諸島からの住民避難に係る図上訓練を発展させる形で、一つの想定として九州・山口各県を避難先として設定し、受入れの計画を作成するよう国から依頼があったものであります。

今年度につきましては、避難当初の約1か月において必要となる支援の内容を検討し、受入れに係る初期的な計画を作成するものであります。

避難してこられた方に対するホテル等の収容施設の提供や食料品等の調達、健康管理など、整理すべき事項は様々ありますが、国や九州・山口各県とも連携しながら取り組んでまいりま

す。

○前屋敷恵美議員 凶上訓練で体制を整えるということなのですが、もちろん自然災害等での住民避難の受入れなどは当然のことです。しかし、有事を想定しての避難であるならば、何よりもまず有事にさせない努力をすることが先決だと、このことを強調しておきたいと思います。

次に、食料・農業・農村基本法改定について伺います。

5月29日、改定食料・農業・農村基本法が可決・成立しました。

法案は、「食料自給率の目標」を「食料安全保障の確保に関する事項」に書き換えました。

現在の食料自給率は38%にとどまり、食料自給率目標は一度も達成していないにもかかわらず、その検証もないままに、最重要課題の食料自給率の向上そのものを投げ捨てたとしか言いようがありません。食料はもっと外国に頼ればよいということなののでしょうか。果たしてこれでいいのか。私は国の存立に関わる大問題だと思います。

まず、宮崎県の農業・農家の現状について、その数年の推移についても伺いたいと思います。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 本県の総農家戸数は、農林業センサスによりますと、令和2年時点で3万940戸となっており、5年前の平成27年と比較して7,488戸減少しております。

一方、県内の農業法人数は、県の調査によりますと、令和5年は910法人となっており、5年前の平成30年と比較して132法人増加しております。

また、新規就農者数は、令和4年は389名となっており、直近5年間は400名程度で推移しております。

○前屋敷恵美議員 今回の農業基本法の法改定の目的と改定内容についてお伺いします。部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 食料・農業・農村基本法の改正の目的は、近年の世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、我が国の農業を取り巻く情勢の変化等に対応するためのものと承知しております。

改正の主な内容につきましては、基本理念として、「食料安全保障の確保」や「環境と調和のとれた食料システムの確立」などが掲げられており、基本的施策として、農業生産の基盤等の確保や輸出による食料供給能力の維持、環境への負荷の低減の促進、スマート技術等を活用した生産性の向上などが位置づけられております。

○前屋敷恵美議員 今、農業基本法の改定の中身についてお聞かせいただきましたが、県の受け止めをお聞きしたいと思います。また、宮崎の農業や農家に与える影響についてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 本県では、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画において、あらゆる危機事象に負けない農業や、スマート化による賢く稼げる農業の推進などにより、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を目指しております。

今回の法改正における基本理念や基本的施策につきましては、本県の目指す方向性と同じであると受け止めており、本県の取組を後押しするものと期待しております。

○前屋敷恵美議員 併せて、食料供給困難事態対策法案というのも今審議中です。農業基本法の改定と切っても切り離せないという関係にも

ございます。

この法案は、食料輸入ができないなど不測の事態に際し、農業者に対する増産指示や罰則の規定を設けるというのですが、法案に対する県の認識を伺います。今お話ししましたが、これは農業基本法の改定における食料自給率との関係でも問題が大きいと私は思っているところです。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 改正後の基本法においても、食料自給率の目標を定めることとされており、改正前と同様に、食料自給率の向上が図られるよう、総合的かつ計画的に施策が推進されるものと考えております。

また、食料供給困難事態対策法案については、国民への食料の安定的な供給を確保するという国の基本的な責務を果たすためのものと承知しており、食料供給のリスクが顕在化した場合等における生産計画の作成・届出の指示など、国の責務としてどのような措置が必要かについて、現在、国会で審議中ですので、その議論を見守ってまいります。

○前屋敷恵美議員 この法案には、先ほども言いましたが、様々な問題があると思います。参議院の農水委員会での参考人陳述の中でも、憲法第22条が規定する職業選択の自由、その中に含まれる営業の自由を侵害するおそれが極めて高いということが指摘されています。

政府が食料供給が困難になったと判断すれば、稲、麦、芋類などの特定重要作物転換を強制されかねません。計画どおりに生産・出荷・販売する法的義務が定められ、従わないと氏名の公表と罰金刑が科せられます。営業の自由を貫くと前科がついてしまうということになってしまうわけです。

農業離れが危惧されます。こうした農家に及

ぶ事態、影響をどのように受け止めますか、農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 法案において、食料が大幅に不足または不足するおそれがある場合、国は生産計画の作成・届出の指示ができ、それに従わない場合等の罰則規定があります。

一方、国によりますと、この計画については、農家等が実施可能な範囲のものでよいこと、届け出た計画を達成できなくても罰則の対象にはならないこと、生産に必要な財政措置等を講ずることとされておりますので、本県農業への影響を含め、国会での議論を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 農家の方々との対話の中で、「政府に命令されて作付はしたくない」「罰金まで科せられて強制されるなら、農業を辞めてほかの仕事に就く」との意見が出されているとの報告を聞いております。

問題は、この法案が離農の引き金にもなりかねないことです。農民の立場、農家の視点が決定的に欠けていると言わざるを得ません。

日本には、過去の戦前から戦後までの統制経済の歴史があります。国家総動員法に基づき施行された臨時農地等管理令も、罰則により、作付統制、生産転換を強いるものでした。今回の法案は、安保三文書の改定と軌を一にして出されてきたものであり、戦時体制の一環、有事食糧法にほかならないと思います。

しかし、この法案で、国民の食の安定確保ができるはずはないと思います。さっき部長も言われましたけれども、食料安全保障と言うのなら、歯止めなき輸入自由化や市場任せの農政を転換して、価格保証や所得補償で農業の持続的な発展や農村の振興を図り、日常的に、平時の

うちに自給率を高めることが今必要だと思います。ぜひ県もこの立場に立って、農業県宮崎の発展を図っていただきたいと思います。

改正農業基本法と食料困難対策法案について、知事の認識、御見解を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 改正された食料・農業・農村基本法は、世界的な食料不安が懸念される中、平時から食料安全保障を確保することなどを基本理念として、食料・農業・農村に関する基本施策を示したものと承知しております。

また、食料供給困難事態対策法案は、万が一、様々な要因による食料供給のリスクが顕在化した場合等における食料の安定供給確保のための措置等が規定されたものであり、現在、国会において審議中であります。

食料安全保障の確保は、国内の農業生産の増大が基本であると認識しておりまして、全国有数の食料供給基地である本県としましては、将来にわたってその役割を十分に発揮できるよう、基幹産業である農水産業のさらなる発展に努め、国民への良質な食料の安定的な供給に貢献してまいります。

○前屋敷恵美議員 世界的に食料の危機が言われているとき、日本は外国からの輸入に頼らず自国で賄える、そういうものに今しなければならぬと思うところですので、農業県としては、そういう立場をしっかりと踏まえていただきたいと思います。

続いて、防災計画、避難所の環境対策について伺います。

能登半島地震の発生から5か月、石川県内だけでも全半壊した住宅被害は2万4,000棟を超え、今も多くの倒壊家屋が残されたままです。当然避難した方々は自宅には帰れず、いまだ

に3,300人以上の方が避難生活を余儀なくされ、避難所に身を寄せておられます。この震災で犠牲になられた方は260人、そのうち30人が、避難生活によるストレスなど、身体の負担などが原因での災害関連死と認定されました。

これまで様々な災害で、また様々な犠牲を払ってきた災害での教訓が、本県の防災計画にしっかり生かされることが重要です。助かった命が避難生活などで奪われることのないよう、失われることのないよう、避難環境が命を左右する、こうした認識を持つことが極めて重要だと私は思います。

避難所の環境整備について、どのように取り組んでいかれるのか、危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害時には、厳しい環境下で長期の避難生活を強いられ、災害関連死のリスクも高まることから、避難所の環境改善は大変重要であります。

このため県では、指定避難所のうち、県立学校等の全ての県有施設に対して、新たにスポットクーラー、プライベートテント等の購入や、マンホールトイレ、洋式トイレの整備を進めております。

また、市町村所管の指定避難所については、これらに加え、給水タンク、エアベッド、発電機、車椅子の整備など、市町村が行う避難所の環境改善に対する補助を行っております。

今後とも、市町村と連携しながら、避難所の環境改善に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 また、障がいを抱える方や高齢者などに対して、ケアのできる福祉的避難所の対応が求められます。

福祉施設などが避難所として利用できる場合は別として、いわゆる地域の指定避難所での福

祉的な支援をどのように考えて取り組んでいるのか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 避難者のうち、高齢者や障がい者など配慮を要する方々につきましては、健康状態や日常生活の困り事等を的確に把握しまして、専門家による支援につなげていくことが重要です。

このため県では、令和2年度に福祉専門職で構成する災害派遣福祉チーム「DWA T」を整備いたしまして、災害時支援に必要なスキルアップを図るための研修や訓練等に取り組んでおります。能登半島地震にも延べ20名を派遣して、実際の現場で経験を積んでおります。

今後、被災地支援活動で得た知見や課題等を研修や訓練に生かしながら、災害時の要配慮者に対する福祉支援体制の充実を図ってまいります。

○前屋敷恵美議員 私たちは、これまでの震災や直近に起きた能登半島地震被害で、倒壊家屋の撤去や仮設住宅設置の遅れ、孤立化など被災者救援・救済の遅れを目の当たりにしました。

本県は、予測される南海トラフ地震における具体的な応急対策計画に基づいて、今、緊急輸送ルートや救急・救助、医療、物資などの支援についての計画を定めておられます。しかし、従前のものからの見直しが求められているのではないのでしょうか。どう分析し、見直していくのか、危機管理統括監、お願いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 県では、南海トラフ地震に備え、救助・救急、消火活動をはじめ、物資調達や医療活動、それらの活動に必要なルートの確保等について、県の実施計画を策定しており、これまで国の計画改定や関係機関からの意見等を踏まえ、計画の見直しを行ってきました。

能登半島地震については、現在、国において、自治体支援や避難所運営、物資調達・支援などの応急対応について検証作業が進められ、課題の抽出や有効な対応策等について議論されております。

県としては、現在整備中の災害物資拠点施設を含めた今後の物資輸送体制をはじめ、今後明らかになる能登半島地震の検証結果や、これを受けた国の計画改定等を踏まえ、県の計画に適宜反映してまいります。

○前屋敷恵美議員 避難生活を解消するには、総合的な対策が必要になります。元の生活に戻るまでに、体育館等の避難所での生活が長期にわたることにもなります。

先日、輪島の避難所の体育館に、提供されたという冷蔵庫が搬入されたニュースがありました。真冬から真夏の避難生活が続いているわけです。暑さ、寒さの対策が必要となります。

輪島で避難生活を経験した方の話では、「主な避難先となった体育館では隔離が不十分で、どこも定員以上の避難者を収容しており、感染症対策が不十分だったことは否めない。全国から医療支援を受けたが、山間部の避難所には十分ではなかった。県の防災計画が甘かったと言わざるを得ない。災害関連死から教訓を酌み取ってほしい」、このように語っておられました。

緊急・応急的な計画はもちろん、先を見通した計画もしっかり考慮して、何より人的配置、体制の充実は欠かせないと思います。

先ほど来、避難所の話をしておりますけれども、避難環境が命を左右する、こういうことにはなってはならないとお話をしました。

今朝のニュース番組で聞いたことですが、避難所は耐え忍ぶ場所であってはならない、これ

から先の生活に向けて、元気を出すための場所
でなくてはならないと。どれだけ快適に過ごせ
るか努力すること、それには国や行政の役割は
極めて大きいと思います。

外国では、避難所は耐え忍ぶ場ではないとい
うことも言われておりました。確かにそうだな
と思いました。これから先の生活に向けて、元
気の出る場所が避難所でなければならない。そ
のための環境整備、しっかりと心も届けてい
く、そういう役割を果たしていただきたい、こ
のように思います。ぜひ万全を期していただき
たいと思います。

では、続いて、困難女性支援法について伺
います。

2022年5月19日、困難な問題を抱える女性へ
の支援に関する法律が成立しました。売春防止
法制定から66年を経て、ようやく新たな女性支
援の枠組みを構築する根拠法が生まれたわけ
です。

この女性支援新法が女性の権利を守るもの
として、実際に行政や支援現場を変えていくも
のになるか否かは、まずは、国の基本方針が生
かされた基本計画が、新法の理念の下に整え
られ、行政と民間の協働により、困難を抱える
女性たちの支援につながるよう、各地、各自
治体での取組が重要になってくると思います。

そこでお伺いたします。まず、これまでの
女性相談支援センターによるDV被害者支援等
の現状について、相談件数、主な相談の内容、
対応の状況、一時保護、その先につながる保
護施設、きりしま寮の状況などについてお聞
かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 女性相談支
援センターは、DV防止法に基づく配偶者暴力
相談支援センターとして、被害者の相談対応及

び一時保護の判断、自立のために必要な生活指
導等を行っております。令和5年度のDVに
関する相談は431件となっております。

また、県立きりしま寮は、困難な問題を抱え
る女性が入所いたしまして、一定期間、自立に
向けた支援等を受ける女性自立支援施設とし
ての機能と、また短期的な一時保護所としての機
能を有しております。

女性自立支援施設としては、令和2年度から
入所者がいない状況ではございますが、一時保
護所としては、令和5年度に16人の利用があ
ったところです。

○前屋敷恵美議員 令和5年度の相談件数が431
件ということでしたが、これからしても、一時
保護の人数が16人ということですから、私は少
ないような気がします。

また、きりしま寮の利用者が4～5年にわ
たってゼロというのはどういうことなのか。問
題が解決して保護する必要がないというなら、
それにこしたことはありませんけれども、この
ことについては後ほど伺いたいと思います。

県が今年3月に制定した宮崎県困難な問題を
抱える女性への支援基本計画（第5次DV対策
宮崎県基本計画）について伺います。

国の新法の基本方針は、女性支援の理念と対
象を具体的に明らかにして、何を変えていく必
要があるのかを示しています。

女性が女性であることにより、性暴力や性的
搾取など、性的な被害により遭遇しやすい状
況にあることや、予期せぬ妊娠という女性特有
の問題が存在すること、不安定な就労状況や経
済的な困窮、孤立などの困難に陥るおそれがある
ことを前提として、年齢や障がいの有無、国籍
を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事
業の対象になってきたものも含めて、女性支援

の必要性を明らかにしています。

そして、地方公共団体は、つながり続ける支援、民間との協働、人材の育成、国民への教育・啓発、広域連携体制の構築に努めること、このようにうたっております。

こうした法の理念や基本方針に沿った県の具体的な計画が求められますが、これまでの課題等を総括して、県の基本計画にどう生かされ取り組まれるのかを伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 困難な問題を抱える女性への支援基本計画、いわゆる困難女性支援計画は、困難女性支援法に基づきまして、今年3月に策定した計画であります。

本計画では、困難な問題を抱える女性等への支援窓口等の周知、人材育成や研修による相談体制の充実、様々なニーズに対応した一時保護などに重点的に取り組むこととしております。

これらの支援を適切かつ円滑に行うためには、関係団体等との連携強化が大切であるために、民間8団体を含む関係24団体から成る既存のDV被害者保護支援ネットワーク会議を困難女性支援法上の支援調整会議へ移行させることとしておりまして、緊密な連携体制も構築することとしております。

○前屋敷恵美議員 今、県の主な計画を伺いました。支援調整会議やネットワーク会議など、行政と民間団体が対等な立場で協働して女性支援を進めることなどが盛り込まれたと思います。長年、地域の支援現場で活動している民間団体との連携を大いに充実させていくことが極めて重要だと思います。

また、事例検討会というものがあると聞いておりますが、それらには民間シェルターで直接支援してきた経験豊富な相談員の方にも入っても

らう、こうした工夫もぜひ必要かというふうに思っているところです。

相談センターの一時保護所、引き続き保護施設での対応についてももうたっているところですが、入所利用のハードルが高くて、一時保護所や保護施設を希望せず、シェルターを持つ民間団体への問合せが多いと伺っています。それが今の結果に表れていると思いますが、市町村自治体からも、きりしま寮の利用についての要望は上がっております。

自治体では相談を受けても、一時保護所やきりしま寮で保護ができなくなると、結局は民間団体に委託することにならざるを得ない。基本は公的施設での対応ではないかと言われてますが、活用がされていないきりしま寮について改善は図られるのか、対策について伺いたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 女性をめぐる問題が複雑化・多様化する中で、女性を保護して自立を支援する県立きりしま寮の役割は、重要なものがあると考えております。

施設の活用を進めるためには、支援が必要な方に施設に関する情報が正しく伝わる必要がありますので、これまで以上に施設の目的や機能、支援内容などの普及啓発に取り組みますとともに、行政機関とか民間団体の女性相談窓口などに対し周知を徹底しまして、施設の活用促進に努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、利用されない原因をもう少し深くつかまなくてはならないのではないかと思います。

一時保護所やきりしま寮の利用が敬遠される理由に、携帯電話が使用できないこと、外出制限などがあって、こうした規則を守るハードルが大変高いということが挙げられます。今や携

携帯電話は生活にとってはなくてはならないものです。携帯の貸出しをすとか、必要な外出には付添いをつけるとか、工夫を検討することが必要ではないかと思ひます。

貸与携帯の使用を含めたガイドラインなども出されておりますから、安心して利用できるような環境を整えることが必要だと思ひます。検討の余地はありませんか。どうでしょうか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 今お話にありましたように、きりしま寮では基本、現在は携帯電話を使用しないようにお願いしております。

その理由は、令和5年で16名おります一時保護利用者のうち、13名、大半の方がDVの被害者でありまして、外からどこに今いらっしゃるかということの情報が漏れないようにする、非常に気を使わなければならない方々でございます。その方々が利用される施設ですので、情報が漏れないように最大限の配慮をしたい。そういう観点から、現在、携帯電話の使用については控えていただくようお願いしているところでございます。

ただし、いろんな連絡を取りたいという必要がある場合には、職員が例えば警察署などの安全な場所にて御本人の電話で連絡を取ったり、あるいは固定電話で非通知通話をして連絡するなどの支援は行っているところでございます。

○前屋敷恵美議員 お答えありがとうございます。全国的に携帯の使用などが制限されているというのはあるようです。しかし、私が今言いましたように、貸与携帯、貸出しをしたりとか、御自分が持っている携帯じゃない携帯を使っていただくとか、そういった様々な工夫は必要じゃないかと思ひますので、ぜひ今後の検

討課題にのせていただきたい、このように思ひます。

女性相談支援センターの職員体制についても伺いたいと思ひます。

直接相談を受けたり支援に当たられる職員について、相談支援員の育成や専門職員の配置などが必要との要望もあります。職員体制を充実させた支援体制が必要と思ひますが、対応はいかがでしようか。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 女性相談支援センターには、現在、女性相談支援員、DV被害者自立支援員、電話相談員の方々が7名、そして職員が兼務を含めまして8名、合計15名を配置しております。

女性の様々な困難に対処するには、社会福祉に関する知識ですとか、それから相談に関する専門的な技術・経験が求められますので、全国女性相談支援員・心理支援員研究協議会へ参加して情報交換をしたり、あるいは外部の専門家を交えた事例検討会を実施することなどによりまして、職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

DV被害者支援を行う民間団体への財政支援について伺いたいと思ひます。

現状はどうなっているのか。また、民間団体との連絡・協働という点では、民間団体への継続的な財政支援が必要だと思ひます。民間団体では、シェルターの維持費や、また人件費である同行支援費などが必要不可欠なものだと言われております。支援に係る予算の拡充についてもお伺いしたいと思ひます。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県では、昨

年度からDV被害者等セーフティネット強化支援事業を開始しております。民間支援団体が行うSNS等を通じた相談窓口の拡充ですとか、シェルターの環境整備等を支援する取組を進めております。

昨年度は3つの団体に対して補助を行いました。団体からは「新たなシェルターが整備され、より多くの被害者の受入れが安全かつ迅速にできるようになった」などの声をいただいたところです。

今後も、DV被害者支援のために、民間支援団体と連携して取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ今後の連携も密にさせていただき、財政支援も強化していただけるようお願いしたいと思います。

今回の女性支援新法は画期をなすものだと思います。県の基本計画も、策定に当たっては、直接支援に携わっておられる民間団体など、多くの方の意見や要望を聞かれたことと思いますが、全てが生かされたかといえば十分ではないと思います。もっと現実に向き合ったものでなければならぬと思います。

売春防止法は新法施行に伴い、第3章、第4章の補導処分、保護更生は廃止されますが、1章、2章は売春防止法として残り、性を買う側が問われることのないまま女性が処罰される第5条の勧誘罪も残ります。

若年女性に借金をさせ、売春を促すという行為が、よく全国報道でもなされますが、まさに性搾取の構造の中で起きていることで、業者や買春男性は放置されたままで、女性だけが処罰の対象という理不尽なものです。

こうした被害女性をもしっかり保護するものにならなければなりませんし、何より性売買のない社会を求めて法はどうあるべきかが問われ

ることと思います。

この4月から施行となった新法、そして県の支援計画です。様々な困難に直面している女性や子供たちをしっかりと保護し、生活する、生きる勇気を与えるものにしていかなければなりません。計画はさらに充実させていただくように求めるものです。よろしくお願いいたします。

続けてまいります。ひとり親支援に関連して伺います。

まず、県のひとり親支援はどのような状況にあるのか、現状をお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） ひとり親支援につきましては、経済的な支援として、児童扶養手当の支給や医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを実施しております。

また、就業・自立支援として、看護師等の自立に有利な資格を取得する者に対する給付金事業や、自立に向けて、一定要件を満たす者に対する住宅支援資金の貸付けなどを行っているほか、子育てや身の回りの生活支援なども実施しているところでございます。

○前屋敷恵美議員 今、ひとり親支援の現状について、また制度について述べていただきましたが、児童扶養手当の支給、これには所得制限があります。医療費助成、これは償還払いです。現物支給が必要かと思いますが、子供を養育しているひとり親には、こうした支援制度がしっかり届かなくてはならないと思います。

少し具体的に申し上げますが、両親を亡くした子供の養育を、婚姻をしていない兄弟が担っているのですが、県が補助対象としているひとり親の規定に該当しないとして、医療費助成が受けられないという問題があります。

県が補助の対象としているひとり親は、未婚

の母親を除き、過去に婚姻関係があった者が、現在は単身で養育者であることが条件になっています。両親を亡くし、または両親から養育されなくなった子供・児童を兄弟が養育するといった今回のようなケースがあり、また、養育者が婚姻の経験のない若年者である場合も想定されます。

しかし、こうした養育者が助成の対象から外されているのであれば、制度の見直しが必要ではないかと思いますが、福祉保健部長の見解を伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） お話にございました、ひとり親家庭医療費助成制度につきましては、現在、対象者を母子父子寡婦福祉法によります支援の対象者に準じて運用しております。

御質問にございました事例は、同法に定める対象者に該当しないということで、該当しない方が児童を養育しているために、結果的に、ひとり親家庭医療費助成制度の補助対象には、現状では含まれない形になっております。

県としましては、様々な境遇のひとり親家庭に寄り添いながら、適切な支援が届けられるように取り組んでまいりたいと考えておりますが、現状、制度がそうなっているということで、その制度の中で、今、精いっぱい支援を行ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今の制度の中で届かないという問題が起きているわけです。実際、親ではないものの、本来、親が果たすべき子供・児童の養育の責任を負っている者が養育者であるということは、紛れもない事実だと思います。当然助成の対象にならなくてはならないと思います。準じるということも言われましたけれども、ぜひ実態に即した制度の見直しを図ってい

ただき、実効あるものにしていただきたいと思います。ぜひ検討の俎上に乗せて結果を出していただきたいと思います。

様々な事情で本来養育すべき親に代わって養育される、その御苦労や努力に応えることは当たり前じゃないかと思います。制度の不備は改善に値すると思いますので、ぜひ早急な対応を取っていただいて、子供たちの健やかな成長のためには欠かせない医療費助成、しっかりとその制度が生きるように努力していただきたいと思います。

時間になりましたので、以上をもって今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。自由民主党、安田厚生でございます。こんな私に叱咤激励をいただき、壇上に立つことができましたことに心から感謝を申し上げます。

地球は急激に温暖化が進み、この150年で年間平均気温は1.09度上昇しております。そのくらい大したことはないと思う人がいるかもしれませんが、海外では山火事や洪水が頻繁に起こるなど、大きな被害が出ています。日本でもここ数年、集中豪雨や河川の氾濫、第1次産業への影響など、温暖化の影響だと思われる被害が出ています。

近年、地球全体で急激な気候変動が起きています。化石燃料の大量使用や森林伐採等が主な原因である可能性が高いとされています。私たち一人一人が温暖化を自分のこととして考え、行動していくことが必要であります。

レジ袋の有料化、エコ包装の推進、温暖化を防ぐため、様々な取組がされてきました。LED照明への切替えも、温暖化対策の取組の一つ

であります。

そこで、蛍光灯の2027年問題についてお伺いいたします。

国際会議において、施設等のLED化を終えていない自治体や企業、また一般家庭もある中で、2027年末までに蛍光灯の製造と輸出入が廃止されることが決まりました。

LED化することは、蛍光灯に比べて消費電力が大幅に削減され、電気代の節約だけでなくCO₂の排出量の削減にもつながります。さらに、LED寿命は蛍光灯の4倍もあると言われ、メリットは多く、導入を考える人も多いのではないのでしょうか。

しかし、あまりLED化が進んでいないようであります。理由は様々ですが、「まだ使えるから取替えの必要性を感じない」「LEDの工事等の値段が高いから」という理由が多いようです。

カーボンニュートラルの計画の一環では、2030年までに政府の施設を100%LED化するとしていましたが、今回合意された水俣条約を受け、3年前倒しでLED化をすることになりました。

この条約を受け、民間に加えて、多くの自治体がLED化を進めることが予想されます。メーカーの生産が間に合わなくなることや、国際条約に基づく決定であれば、世界的な発光ダイオードの不足や資材不足が起きる可能性も指摘されております。

一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が2027年までに廃止されることについて、知事の考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま

す。

近年、平均気温の上昇や災害の激甚化など、温暖化に伴う環境問題は地球規模で深刻化しており、脱炭素化に向けて、社会全体で取り組むことが重要と考えております。

このような中、昨年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、一般照明用蛍光灯の製造・輸出入を2027年までに段階的に廃止することが決定されました。このことは、脱炭素の観点から、省エネ効果の高いLED照明への切替えを進める大きなきっかけになるものと考えております。

県では、県有施設の照明のLED化を順次進めるとともに、事業者への導入支援等を行っておりますが、一方で、照明の切替えに当たっては、水銀を含む蛍光灯の適切な廃棄・リサイクルへの対応も必要となることから、LED照明への計画的な更新と蛍光灯の適切な処分について、市町村や関係団体と連携して、県民等への周知を図ってまいります。以上であります。[降壇]

○安田厚生議員 緊急性がある問題ではありますが、財政的な問題もありますので、適切に努めていただきたいと思っております。

また、蛍光灯は、微量ではありますが、水銀が使われておりますので、ガラスの破損に注意し、自治体の回収ルールに従って正しく分別・排出していただくよう、県民の皆様にも周知をお願いしたいと思います。

本庁舎及び総合庁舎LED化の現状と今後の取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村達也君) 本庁舎及び総合庁舎については、平成25年度から順次LED化に着手しており、昨年度までに、全22棟のうち、各総合庁舎など12棟のLED化が完了してお

り、本庁舎など残り10棟についても、来年度までに順次完了する予定であります。

なお、防災庁舎は、建設当初よりLEDを採用しております。

○安田厚生議員 令和7年度に完了するという事で、初期費用が多額になるということも考えられますので、予算の確保もお願いしたいと思っております。

県営住宅共用部分など県が設置・管理する部分について、県として積極的にLED化を推進すべきと考えますが、そこで、県営住宅の共用部分の照明器具のLED化の現状と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 県営住宅の共用部分の照明器具につきましては、平成24年度以降に建て替えを行った7か所の団地でLED照明を導入しております。

また、その他の団地におきましても、既存の照明器具を有効に活用しながら、修繕の際にLED化を進めてきております。

今後、計画的な県営住宅の改修工事を行い、早期のLED化を目指してまいります。

○安田厚生議員 入居世帯の高齢化が進む中、電気代を負担に感じる高齢者は少なくないと思っております。

防犯や省エネ、環境対策の観点からも、県として積極的にLED化を推進すべきだと考えますので、よろしくお伺いいたします。

次に、県立学校のLED化の現状と今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校につきましては、リース契約による大規模な入替えや修繕が必要となった場合の取替えなどにより、順次LED化を図ってきております。

さらに、本年度から、運動場や体育館など消

費電力の大きい照明について、令和9年度を目標にLED化の取組を開始いたしました。

教育委員会といたしましては、今後とも、積極的に改修等を進め、全県立学校の早期のLED化を目指してまいります。

○安田厚生議員 リース方式によって公共施設のLED照明導入を進める自治体も増えてきているようです。また、体育館は避難所等にも使用されますので、積極的に改修を進めていただきたいと思っております。

次に、県内の信号機のLED化の現状と今後の取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 県内の信号機のLED化率につきましては、令和5年度末で71.1%となっております。

信号機のLED化につきましては、今後も計画的に整備を推進してまいります。

○安田厚生議員 信号機は70%を超える整備率でありますけれども、信号機のLED化を推進するとともに、保守点検を定期的の実施し、今後も信号機の適切な運用に努めていただきますようお願いいたします。

次に、Jークレジットについてお伺いいたします。

Jークレジットには、大きく削減系と吸収系があります。吸収系においては、森林管理分野を中心に、農業・林業・漁業分野におけるJークレジット創出の取組が進んでいるようです。本県でも、関係機関、市町村への情報発信を強化するなど、スピード感を持って進めていくことが必要であります。

この制度がまだまだ本県に浸透していない印象ですが、森林吸収量を認証し、売買を促す森林由来のJークレジットの活用における県の取

組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 本県における森林由来Jークレジットの取組は、今年3つのプロジェクトの登録が新たに承認されるなど、徐々に広がりつつあります。

一方で、プロジェクトの登録やクレジットの認証などの手続きが煩雑で費用負担が大きいことに加え、販売先の確保が課題であることから、認証や取引の拡大に向けて、制度周知や支援が必要と考えております。

このため県では、森林由来Jークレジット認証促進事業により、昨年度から、制度周知のための説明会の開催や相談対応、登録や認証に係る費用の支援を行っており、今年度は新たに、登録に必要な計画書の作成支援や販売者と購入者のマッチングを行い、Jークレジットのさらなる普及を図ってまいります。

○安田厚生議員 他県では、適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量をクレジットとして県が認証し、県独自の森林由来のカーボンクレジット制度を導入しています。森林吸収量を認証し、CO₂吸収量を売買する企業とマッチングすることも大事でありますので、検討のほどよろしくお願いいたします。

本県は、3つのプロジェクトで日本一を目指して挑戦しています。その中の1つ、グリーン成長プロジェクトの再造林率日本一への挑戦について、入郷地区の方から、杉のほかに、シイタケ栽培用の原木（クヌギ）、備長炭の材料（アラカシ）などは対象にならないのかと相談を受けました。

再造林率向上強化対策事業の補助対象樹種にクヌギやアラカシが含まれているのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 再造林率向上強化対策事業は、林業採算性の高い森林において、市町村と連携して造林や下刈り等に対する補助金のかさ上げを行うものであり、具体的な実施内容については、市町村や森林組合等と意見交換を重ね、その結果を踏まえて、現在、補助金の交付に係る要綱・要領の制定作業を進めているところであります。

かさ上げ補助の対象となる樹種につきましては、当初、木材生産を目的として杉とヒノキを想定しておりましたが、循環型林業をより推進するため、成長が早く家具材として利用されるセンダンや、山村地域における特用林産物の生産振興に向け、シイタケ原木用のクヌギやナラ、木炭の原料となるアラカシを追加する予定としております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。クヌギ、アラカシなど栽培した木の株から、新しい芽は再びCO₂を活発に吸収しながら元気よく成長し、それを繰り返すことで健康的な森が常に維持されています。美郷町、諸塚村、椎葉村の代表する産業でありますので、よろしく願い申し上げます。

農林水産省によると、水稻栽培、いわゆる米づくりでありますけれども、米づくりの過程で行われる中干し期間を1週間延長することで、メタンガスの排出量を3割削減できるそうです。農家が削減したメタンガスの排出量をJークレジット化して販売することで収益が得られ、脱炭素だけでなく、農家の新たな収入源として確保するというクレジット創出について、昨年でありますけれども、質問させていただきました。

新潟県では、既にJークレジットとして認証され、10アール当たり最大4,000円ほどの増収が

見込まれているとのことでした。

稲作の水を抜く中干しの期間を延長することによるJークレジット制度の活用に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 水稻の中干し期間延長によるJークレジット制度の活用については、既に北海道や東北地方の一部産地でクレジットの売買が始まっております。

中干し期間の延長は、土壌の乾燥やひび割れにより、収量に影響する可能性があることから、総合農業試験場では、品種や作型ごとに栽培試験を実施するとともに、南那珂や北諸県地域では、30アール程度の水田を使った現地実証に取り組んでおります。

なお、本県は、東北地方等と比べて、クレジットの対象となる水田からのメタンガスの発生量が少ないことから、試験結果や現地実証を通じた収量への影響、生産者へのメリットを見極めながら、引き続き、制度の活用に向け、検討を進めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。中干し延長によるメタンガスの削減効果は、地域ごとの気候や土壌、水稻品種等の条件によって異なることが分かりました。引き続き、Jークレジット制度の検討を進めていただきますようお願いいたします。

河川では、水産生物の生息場所をつくる手法として、網に石を詰めた石倉カゴというものがあります。石倉カゴは、ウナギのすみかを人工的につくり出すことを目的とした人工構造物であります。また、ウナギ保護だけでなく、エビ、カニ、ハゼなどの生き物のすみかをづくり出す活用もされています。

県内河川における石倉カゴの設置実績と効果

について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 豊かな内水面資源を育むためには、水生生物の生息環境と生態系を保全することが重要であります。しかしながら、生息環境の変化などにより、近年、特にウナギの資源が大きく減少しております。

このため、県内4つの内水面漁協では、国のウナギ生息環境改善支援事業を活用して、合わせて20か所の石倉カゴを設置しており、その後の調査では、ウナギのほか、モクズガニなど多くの種類が確認されるなど、一定の効果があるものと考えております。

県といたしましては、今後、石倉カゴを含め、内水面資源の生息環境の整備について、漁協等の意向を踏まえながら、その取組を支援してまいります。

○安田厚生議員 近年の台風で山林崩壊が相次ぎ、大量の土砂が河川に流れ込みました。現在も断続的に濁りが発生し、魚などが減少しているといたします。石倉カゴの設置を増やしていただき、生物が生息しやすい環境保全につなげていただくよう要望いたします。

温室効果ガス排出・吸収量の報告において、日本が世界で初めて藻場による吸収量の調査結果を盛り込みました。ブルーカーボンに該当する吸収量は約35万トンであったと国連に報告されました。沿岸の藻場の面積を増やし、吸収量を拡大させることが大事であります。

そこで、藻場を維持拡大するための県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 藻場は、水産資源の育成の場として、また二酸化炭素の吸収源として重要な役割を担っておりますが、近年、面積が減少していることから、その維持拡大を図る必要があります。

このため県では、漁業者グループによる藻場保全活動を支援し、一定の成果を上げているほか、漁港周辺の藻場を拡大するため、今年度から新たに、水産試験場が開発した藻場礁を漁港内に設置し、海藻の「たね」の供給源となる藻場を造成する実証事業に取り組んでおります。

県といたしましては、今後とも漁業者グループの活動を後押しするとともに、実証事業の成果をガイドラインにまとめ、県内の漁港への展開につなげるなど、藻場の維持拡大に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 海藻など光合成で温室効果ガスの二酸化炭素（CO₂）を吸収することに着目し、港湾に藻場を形成するブルーインフラの取組が全国で本格化し、各地でブルーインフラの整備が進められています。引き続き、藻場の再生に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、日向市細島や平岩では、ウニによる藻場の食害が深刻であります。藻場を荒らすウニを駆除するだけでなく、食用にしようという取組が始まっています。「天然物よりあっさりとして食べやすい」と好評のようでありますので、一度食べてみたいと思います。

「ウニ」「このわた」と併せて、日本三大珍味と言われる「からすみ」が県内で生産されているようです。ボラの卵を塩漬けにして乾燥させたもので、およそ30日間天日干しで乾燥させ、ようやく完成です。

魚の町、門川町には、からすみをつくる会社が、S A・T e黒潮、丸正水産と2社あり、2社とも商工会の会員であります。一応報告です。丸正水産では、社長が30代と若く、亡き父の念願であった「宮崎県をからすみの町にしたい」との思いを継ぎ、からすみブランドを開発

いたしました。知事には、私の手作りのからすみを、一切れではありましたが、試食していただきました。いかがだったでしょうか。

水産加工企業の企業力を高め、ものづくり産業としてチャレンジすることが大事であります。

そこで、本県における水産加工業の現状と振興策について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県の令和5年の漁業生産量は全国第8位でありまして、多種多様な水産物が水揚げされております。その豊富な海の幸を加工品としてさらに利活用することが課題となっております。

議員手作りのからすみは大変おいしいものでありまして、フードビジネスのさらなる可能性というものに手応えを感じたところでございます。

県では、県産水産物の価値を見える化するための機能性成分の分析や、消費者ニーズに沿った商品開発の指導を行うとともに、輸出も含めた販売力の強化を図るため、国の事業を活用した施設整備等の支援を行っております。

また、地域資源の価値や魅力を生かして所得を向上させる海業の推進にも取り組んでおり、地域の特色ある水産加工品等のプロモーション活動やブランド化を支援することとしております。

これらの取組により、漁業と水産加工業を車の両輪として新たな価値を創造し、本県水産業の成長産業化と漁村の活性化につなげてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。もう少しからすみが残っていますので、またいつか機会を設けたいと思います。

門川町は古くから海産物の町として有名な地

域であります。そこで水揚げされる新鮮な魚を使い、ちりめんや開き干し、丸干し等の加工品を生産する水産加工の技術は昔から受け継がれています。からすみのような新たな商品を加えていただき、特産品として県内外にPRしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

全国的にお米の値段が上がっているようです。昨年の猛暑により、全国的に米の収穫量が低下したことと、インバウンドの増加などにより、外食向けの米の需要が高まっているということが値上げの要因となっているようです。

農林水産省によると、昨年の主食用の米の収穫量は全国で約661万トンと、前の年から約9万トン減少しております。今年の早期水稻米の高額取引に期待したいと思います。肥料価格が上昇し、生産コストが増加しています。それを反映し、価格転嫁してほしいと思います。

そこで、宮崎県産米の売れる米づくりに向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 消費者に選ばれる品質の高い米を生産することは、農家所得の確保の観点から、非常に重要と考えております。

このため県では、総合農業試験場における食味のよい品種の育成や、農業改良普及センターにおける気象予報に基づいた細やかな栽培管理指導を通じて、品質の高い米づくりを推進しております。

また、こうした県産米が消費者に選んでもらえるよう、青島太平洋マラソンの入賞者や実業団チームへの新米提供によるPR活動、学校給食における利用促進に取り組んでおります。

こうした活動を通じて、持続可能な売れる米づくりの取組をさらに進めてまいります。

○安田厚生議員 気候の影響を受けやすい米づくりにおいて、猛暑の日が多い宮崎で品質の高い特Aを獲得することは容易ではありません。このような状況でも安定的に特Aを獲得するためには、地域一丸となって取り組むことが重要であります。今年の価格動向に注目が集まっています。生産コストの上昇分を価格転嫁できることを期待いたします。

原材料費をはじめ人件費など、コスト上昇分を価格転嫁できなければ、収益の悪化が避けられない企業も出てきます。賃上げが続く今、賃上げは継続して行っていく必要があります。そのためにも、価格転嫁の問題はこれから大きな課題となります。中小企業が適切に価格転嫁しやすい環境をつくるのが大事であります。

価格転嫁等により賃上げに取り組む中小企業、小規模事業者への支援について、県の取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 物価高や人手不足等により厳しい経営環境にある事業者が持続的な賃上げを行うためには、適正な価格転嫁や生産性向上等による稼ぐ力の向上が大変重要であります。

このため県では、国や経済団体等と締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、県内企業への支援情報の周知等を行うとともに、価格交渉力向上のためのセミナーの開催等により、取引の適正化を図っていくこととしております。

また、小規模事業者による新事業展開をはじめ、ものづくり企業の生産性向上等の取組を支援しているところです。

今後とも、国や関係団体等と連携し、県民の皆様にも御理解いただきながら、事業者の価格転嫁等の取組を促進してまいります。

○安田厚生議員 今年の1月から5月までの企業倒産件数は合わせて21件で、前の年の同じ時期を11件上回っています。今後の見通しについては、円安による資材の高騰に加え、人件費なども上昇していて、倒産件数は増加していくと予想されています。また、消費者も無駄なお金を使わない、若者の節約志向が広がる状況です。社会情勢に注視しながら、さらなる支援をお願いしたいと思います。

先月、門川町、入郷地域の建設業の皆様と意見交換をさせていただきました。その中で、資材高騰や働き方改革、賃上げなど、苦しい現状を聞かせていただきました。

設計労務単価や積算単価の引上げ、また週休2日制を確保するための適正な工期の設定等をお願いしたいとのことでした。建設業での価格転嫁も必要だと感じました。

そこで、建設資材や人件費の高騰、週休2日制に伴う経費の増加に対して、公共事業ではどのように対応しているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 公共工事に使用する資材や人件費が上昇傾向にある中、受注者が適正な利潤を確保するためには、最新の取引価格を予定価格へ適切に反映することが重要であります。

このため、生コンクリート等の主要材料について毎月実態調査を行い、最新取引価格を反映させるとともに、設計労務単価については、国に準じて12年連続で引き上げたところです。

また、週休2日工事に伴う経費の増加に対しましては、労務費や機械経費などの割増しを行っております。

さらに、契約後に賃金や資材等が著しく上昇した場合には、受注者の請求により請負額を増

額するスライド制度を適用しております。

今後とも、建設業者の安定経営のためにも、資材単価等の動向を注視しながら、公共工事の適正な執行に努めてまいります。

○安田厚生議員 建設業は、年間を通して安定した工事を受注できることにより、計画的な施工体制が確保され、週休2日制も安心して取り組めるため、発注時期と施工期間の平準化をお願いしたいと思います。

また、最低制限価格を引き上げてほしいという声もいただきましたので、前向きに検討していただきたいと思います。

次に、教育についてお伺いいたします。

学校には様々な電話があります。お褒めの言葉、お叱りの言葉、プラスの内容であればよいのですが、生徒指導や様々な教育活動に対し、苦情や要望、クレームの電話がかかってくることも珍しくありません。中には理不尽なものまであるようです。

勤務時間外における教職員の多忙化、長時間労働が問題となっております。他県では、各学校の電話に録音機能つき電話を設置することで、教職員の授業や事務に専念できる環境をつくるため、時間外電話対応ゼロを目指しているところもあります。

学校に対する理不尽な苦情・要望に対して、録音機能つき電話の導入は教職員の負担軽減につながるとは思いますが、現在の整備状況や今後の対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立学校における録音機能つき電話の整備状況につきましては、50校中24校に設置されております。

保護者や地域住民からの電話による相談には、我が子への深い思いや悩み、学校への期待などが背景にあると考えておりますが、時に

は、議員の御質問にもありましたような理不尽な苦情・要望など、教職員の職務に影響を及ぼすような電話もあり、このことへの対応には録音機能が有効な場合もございます。

県教育委員会といたしましては、学校現場のニーズや実態等を踏まえながら、例えば電話機器の更新の機会を生かすなど、導入の助言をしてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。熊本市教育委員会では、学校にかかってくる電話は相談や要望など内容が多様化し、対応に長時間を費やすケースもあり、教員の長時間労働の一因になっていました。このため、導入を求める声が上がっていたとのことでありました。

また、宮崎県では県立学校24校で整備されていますが、録音機能つき電話が県内の小中学校にも普及されるように、ぜひお願いしたいと思います。

教職員と児童生徒の保護者との私的なやり取りに、メール、SNS等を利用して問題も発生しております。夜中に教職員の個人携帯に連絡が来て、対応に追われるという話も聞きます。

教職員に対し、保護者や生徒からメールやSNS等で相談などは行われているのでしょうか。県内の学校において、保護者から学校への連絡手段についての現状を教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 保護者から学校へ連絡する場合は、かつては職員の自宅の電話や携帯電話にかけることもありましたが、現在は、どの校種におきましても、おおむね学校の固定電話を活用しております。

また、欠席等の連絡につきましては、連絡用のアプリ等を使って、保護者はスマートフォンの簡単な操作で送信し、その内容は学校の端末

から確認できるという連絡方法も使われております。

その他、緊急連絡の手段として、管理職に学校用携帯電話を貸与している市町村もございません。

○安田厚生議員 「教職員のSNS利用に関するガイドライン」や「児童生徒・保護者との個人的なやり取りは原則禁止」などと規定し、少しでも教職員の負担を増やさないようにしていただきたいと思います。

学校現場では、不登校やいじめ、保護者とのトラブルなど様々な問題が生じており、適切な判断が難しい状況が増えているようです。

学校現場に理解のある弁護士が学校側の相談相手となる、スクールロイヤーの制度があります。問題解決に弁護士による直接助言を受ける体制を構築することは大事であります。学校における弁護士の活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、学校では、学校だけでは解決困難な事案に対して、臨床心理士や社会福祉士など専門家による支援が求められており、加えて、法を根拠とした判断や解決への対応も欠かせなくなってまいりました。

このため県教育委員会では、弁護士から専門的な助言を受けることができる法律相談を実施し、令和3年度からは、全公立学校の管理職等を対象とした研修会を行っているところであります。

さらに、今年度からは、児童生徒や教職員、保護者を対象とした、いじめやネットトラブル予防等のための弁護士による出前授業を実施してまいります。

今後も、弁護士会と連携して、学校の課題解決に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 研修会、講習会などを受けるなど、改めて教職員の大変さが分かりました。弁護士等の活用を働き方改革の一つとして、授業や生徒に向き合える時間も大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、介護行政についてお伺いいたします。

介護施設で働いている方から、近年、人手不足によって、労働力の確保に困っていると相談を受けました。介護の現場では、利用者が増える一方で、介護職を募集しても集まらず、人手不足は深刻で、外国人労働者に頼ることも考えているということでありました。

外国人介護人材の現状と、外国人確保に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の介護に従事する外国人の数は年々増加し、令和5年6月時点で285人となっております。

その中でも近年は、一定の専門性と技能を有する在留資格「特定技能」の人材へのニーズが顕著であり、半数を超える168名を占めている状況です。

これまで県では、受入れセミナーの開催や留学生への奨学金支給などに取り組んでおりますが、今年度は、特定技能外国人材の受入れを希望する事業者に対しまして、相談対応からマッチング、雇用契約、入国までの一貫した支援に新たに取り組んでおります。

介護需要が増加し、介護人材不足が見込まれる中、県としましては、重要な担い手となる外国人材の確保・定着に引き続き取り組んでまいります。

○安田厚生議員 県内の介護施設等と県内で就労を希望する外国人介護人材とのマッチング支援を行う事業説明会が本日行われていると聞いて

ております。また後日、報告をお願いしたいと思います。

先週6日に行われました事業説明会では、オンラインを含め20名が参加され、積極的に受入れをしたいなどの前向きな意見もあるようでした。

外国人労働者の育成就労制度を新たに設けるための法律の改正案が国会で審議されております。育成就労で外国人の就労が増えると思います。介護現場での人手不足の解消につなげていただきたいと思います。

今後、外国人介護人材が増えてくると、生活拠点が必要となります。公営住宅の活用も含め、外国人介護人材の居住支援に係る県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 介護に従事する外国人が増加する中で、さらなる確保・定着のためには、居住支援も含めた受入れ支援が重要であります。

これまでも県におきましては、外国人材の円滑な職場定着を促進するため、介護福祉士資格取得や通勤のための自転車購入費用の補助などの支援をしておりますが、今年度からは、外国人材受入れ初年度に限り、家賃や住居修繕費に対しても補助を実施することとしております。

今後、外国人材の受入れを進めるに当たっては、居住支援員へのニーズがさらに高まると思われまますので、公営住宅の空き住戸の活用も含め、様々な方策を検討してまいります。

○安田厚生議員 外国人介護人材を受け入れ、実際に働いてもらうためには、生活の拠点となる住居の確保が必要であります。しかし、社宅や寮がないとの相談も受けています。

先週の説明会では、地元の企業でありますけ

れども、外国人材を8名ほど雇用したいという
ような経過を聞いております。そのためにまた
相談に乗ってほしいということでもありますの
で、多分住居のことなのかなと思っ
ています。

外国人材の住居確保の対策として、県が先行
して県営住宅の活用によるモデル実証に向けた
取組をお願いしたいと思います。

次に、市町村の連携についてであります。

東臼杵郡では、美郷町、諸塚村、椎葉村が消
滅可能性自治体に該当しました。今回脱却した
自治体もありますが、各自治体も危機感を強
め、今まで以上に対策の強化をしていると思
います。

消滅可能性自治体の公表結果の受け止めと、
今後の人口減少対策の取組について、知事に思
いをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回、人口戦略会議が
公表しました、いわゆる消滅可能性自治体
は、10年前に公表された分析を、直近の国勢調
査における将来推計をベースに更新したもので
あります。

前回と比較すると、該当する自治体数は減少
したものの、とりわけ山間地の自治体を中心
に、依然として、人口減少が加速する厳しい状
況にあると受け止めております。

本県ではこれまでも、人口減少への対応を県
政の最重要課題に位置づけ、対策を講じてきた
ところであります。市町村におきましても、例
えば、椎葉村の交流拠点施設カテリーエによる地
域活性化への取組や、諸塚村の特定地域づくり
事業協同組合の設立など、様々な工夫を凝ら
し、特色ある地域づくりに奮闘されております。
その広がりというものも感じられます。

消滅可能性という言葉は、大変深刻な印象を

与えるものでありますが、過度に悲観すること
もなく、かといって、消滅可能性自治体の該当
から外れたとして、それを楽観視してしまうと
いうことも誤りであろうかと考えております。

今後とも、市町村との緊密な連携の下、地域
の実情に応じた取組をサポートしてまいります
とともに、産業界や労働界等とも改めて危機感
を共有しながら、オール宮崎で人口減少対策を
進めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。先ほ
どの美郷町、諸塚村、椎葉村は、決してそのよ
うなことはなく、私から見れば、人口減少対策
のために本当に頑張っているような地域であり
ますので、よろしく願いいたします。

人口減少問題は、効果が出るまでには長い時
間を要します。しかし、早く取り組めば取り組
むほど効果があると思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

出合い、結婚、子供を産み、育てることがで
きるような社会づくりをすること、それが人口
減少の流れをストップさせる基本であります。

岸田内閣が昨年掲げた異次元の少子化対策の
「こども誰でも通園制度」が日本中で注目され
ています。保護者の就労の有無にかかわらず、
保育園などを定期的に利用できる制度です。全
ての親子がニーズに合わせて保育園を利用でき
る仕組みがつけられることとなります。

岸田内閣の次元の異なる少子化対策の目玉政
策である「こども誰でも通園制度（仮称）」の
概要について、福祉保健部長にお伺いいたしま
す。

○福祉保健部長（渡久山武志君） いわゆる
「こども誰でも通園制度」は、全ての子育て家
庭を支援していくことなどを目的としておりま
して、生後6か月から2歳までの未就園児を対

象に、保護者の就労状況を問わず、月当たり一定の時間数まで柔軟に利用できる新たな制度でございます。

現在、全国115の自治体で試行的に取り組まれており、国において、令和8年度の本格実施に向けて、課題の整理や詳細な制度設計が行われているところです。

県といたしましては、今後も国の動向を注視し、円滑な制度開始に向けて、市町村や関係機関と連携を図ってまいります。

○安田厚生議員 この制度をめぐっては、保護者を中心に賛成する声がある一方で、保育現場からは「負担が増える」といった声も相次いでいます。保育現場を知ってもらい、その上で、モデル事業を通して、十分な検証と現場への説明が必要だと思えます。

この保育園事業でありますけれども、0歳から5歳児までは子育てが大変だと聞きます。3～4子が育つまで、安心して子育てしやすい環境の整備も必要だと思いますので、よろしく願いいたします。

本県が掲げる3つの日本一挑戦の1つ、子ども・若者プロジェクト、日本一生み育てやすい県への挑戦に向けて、宮崎県ならではの「こども誰でも通園制度」になれるよう期待いたします。

中山間地域の高齢化が進む地域では、燃料費の高騰は、住民の生活を支える移動販売の運営にも影響しています。高齢者の暮らしを支える移動販売に、商工会がガソリン代の補助金を出すところもあるようです。定期的に地域を訪れる移動販売に、高齢者を見守る役割も担ってもらおうという狙いもあります。

原油価格や物資の高騰など、経済情勢が大きく変わる中、地域の暮らしをいかに支援してい

くのか、自治体の創意工夫が求められているところでもあります。

中山間地域において、移動スーパーなど買物支援は欠かせないものです。県の支援策について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(重黒木 清君) 急速な人口減少が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活に必要な機能やサービスを維持・確保していくことが大変重要であります。

このため県では、地域住民やNPOなど、多様な主体が連携・協働しながら地域全体の生活を守る「宮崎ひなた生活圏づくり」を推進しております。

この取組により、各地域におきまして、医療、交通、買物など、日常生活の維持に必要な支援やサービスの提供が行われており、移動スーパーにつきましては、県としては、新規開業や事業拡大に必要な車両や備品の購入費用などに対して補助を行っております。

引き続き、市町村と連携して、中山間地域にお住まいの方々が安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。地域を守るということで、大変必要な事業だと思いますので、よろしく願いいたします。

日之影町では、人口減少や高齢化が急速に進む中、社会福祉協議会が「ランちゃんが行く！」という買物代行支援を行っています。町内の買物難民にとって必要不可欠な事業になっています。

また、小林市須木では、買物困難者を取り巻く環境は厳しさを増す一方で、すき商工会が買物支援策として買物代行と配達を行っているそうです。生活のための移動手段がない山間部の

高齢者にとって、なくてはならないサービスとなっています。

椎葉村商工会では、移動スーパーにガソリン代の助成を行うそうです。椎葉村は中心部から次の集落まで50分かかるところがあります。

このような中山間地域の実情を踏まえた支援策が必要と思われます。総合政策部、商工観光労働部など各部局が連携し、中山間地域の課題にも支援してほしいと思います。支援策に地域の格差があってはならないと思いますので、支援のほどよろしく願い申し上げます。

次に、警察の行政についてお伺いいたします。

人間の約4,000倍以上とも言われる鋭い嗅覚を持ち、優れた特性を発揮して活躍する警察犬は、犯人の追跡や証拠品の収集、時には犯人に立ち向かうなど、指導士と一体となって活躍しています。

行方不明者捜索や犯罪捜査で協力を依頼する囑託警察犬と指導士に囑託書を交付した記事を拝見いたしました。

そこで、令和6年度の囑託警察犬及び指導士の囑託数、令和5年の出動状況及び出動に係る費用について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 令和6年度は、警察犬45頭、指導士30名を囑託しています。

令和5年中の出動状況であります。合計108件で、内訳は、行方不明者等捜索が100件、犯罪捜査が8件となっています。

また、出動時間は約221時間で、1回の出動で平均2時間活動していることとなります。

出動に係る費用は、囑託警察犬が出動した場合、指導士に対し、出動謝金として、1時間当たり昼間であれば3,500円、深夜であれば5,000

円を支払っております。また、警察犬の所有者に対しても、借り上げ謝金として、1時間当たり1,500円を支払っております。

なお、餌代や医療費等の飼育・管理費は、全て飼い主負担となっております。

囑託警察犬の指導士や所有者の方々の社会貢献に対する崇高な精神に敬意を払うとともに、今後とも連携を強化し、安全で安心な宮崎の実現に努めてまいります。

○安田厚生議員 ありがとうございます。出動件数108件、出動時間が221時間、総額80万8,500円支払われております。餌代や管理費は全て指導士、所有者が負担しているということは、囑託警察犬はボランティアだということがよく分かります。どうにか援助したいなという気持ちにもなりました。

囑託警察犬、指導士は、持ち前の能力を生かして社会貢献をしています。新聞の記事では、指導士の方は、「現場に出動した際、行方不明者には生存してほしいと思いながら調査に当たる。凶悪事件についても、犯人がこれ以上、罪を重ねないように早期に見つけていきたい」と抱負を語っておりました。

囑託警察犬は指導士たちのボランティア精神に支えられてきた現状があります。人のお役に立ちたいという社会貢献の思いに感謝いたします。

次に、終活についてお伺いいたします。

近所の方から、「私が亡くなればお墓はどうしよう。無縁墓になってしまうので墓じまいを考えている」などの相談を受けています。また、今年初めに亡くなられた親族から、「納骨堂を希望しているが、空きがないため順番待ちをしている」との話をお聞きしました。

人口減少がさらに進めば墓が荒れていくこと

が予想され、対策が必要と思われます。一般墓地に代わり、管理しやすい納骨堂の需要が高まっているように感じます。

お墓の代わりに納骨堂を建てる場合、どのような課題があるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 納骨堂の管理は、「国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われること」とされておりまして、納骨堂の経営には、その設置場所により、市の場合は市長の、町村の場合は知事の許可が必要となります。

原則として地方公共団体が経営者となりますが、地方公共団体の経営する墓地、納骨堂では、地域の需要を満たせない相当の事由があり、経営の非営利性及び永続性があると認められる場合には、公益法人、宗教法人及び地縁団体に対して営業の許可をいたしております。

○安田厚生議員 ありがとうございます。お墓がないことでまず直面するのが、納骨場所がないという問題であります。

手元供養や樹木葬などがありますが、墓じまいなど行政に求められる政策や課題は大きく変化してくると思います。早期の対策が必要と思われますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時43分散会